MISAWA

株 主 各 位

臨時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

令和元年 11 月 1 日

ミサワホーム株式会社

■目　次

株主総会参考書類

・トヨタ自動車株式会社の定款の定め・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1

・トヨタ自動車株式会社の最終事業年度に係る・・・・・・・・・・・・・・ P.15
計算書類等の内容

・トヨタホーム株式会社の最終事業年度に係る・・・・・・・・・・・・・・ P.51
計算書類等の内容

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.misawa.co.jp/corporate/irinfo/shareinfo/shareholder.html）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

（平成２７年６月１６日改正）

ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社 定 款

第 １ 章　総　　則

（商　　号）

第 １ 条　当会社は、トヨタ自動車株式会社と称し、英文では、ＴＯＹＯＴＡ　ＭＯＴＯＲ　ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮと表示する。

（目　　的）

第 ２ 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 自動車、産業車両、船舶、航空機、その他の輸送用機器および宇宙機器ならびにその部分品の製造・販売・賃貸・修理
(2) 産業機械器具その他の一般機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
(3) 電気機械器具およびその部分品の製造・販売・賃貸・修理
(4) 計測機械器具および医療機械器具ならびにその部分品の製造・販売・賃貸・修理
(5) セラミックス、合成樹脂製品およびその材料の製造・販売
(6) 建築用部材および住宅関連機器の製造・販売・修理
(7) 建設工事・土木工事・土地開発・都市開発・地域開発に関する企画・設計・監理・施工・請負
(8) 不動産の売買・賃貸借・仲介・管理
(9) 情報処理・情報通信・情報提供に関するサービスおよびソフトウェアの開発・販売・賃貸
(10) インターネット等のネットワークを利用した商品売買システムの設計、開発およびそのシステムを搭載したコンピューターの販売、賃貸、修理ならびにそのシステムを利用した通信販売業
(11) 陸上運送業、海上運送業、航空運送業、荷役業、倉庫業および旅行業

(12) 印刷業、出版業、広告宣伝業、総合リース業、警備業
および労働者派遣業
(13) クレジットカード業、証券業、投資顧問業、投資信託委託業
その他の金融業
(14) 駐車場・ショールーム・教育・医療・スポーツ・マリーナ・
飛行場・飲食・宿泊・売店等の施設の運営・管理
(15) 損害保険代理業および生命保険募集業
(16) バイオテクノロジーによる農産物・樹木の生産・加工・販売
(17) 前各号に関連する用品および礦油の販売
(18) 前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・
発明研究およびその利用
(19) 前各号に付帯関連するいっさいの業務

（本店の所在地）
第 3 条　当会社は、本店を愛知県豊田市に置く。

（公告の方法）
第 4 条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第　２　章　　株　　式

（発行可能株式総数等）
第　５　条　当会社の発行可能株式総数は、１００億株とし、
各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。
ただし、第１回ＡＡ型種類株式ないし第５回ＡＡ型種類株式の
発行可能種類株式総数は併せて１億５０００万株を
超えないものとする。

普通株式	１００億株
第１回ＡＡ型種類株式	５０００万株
第２回ＡＡ型種類株式	５０００万株
第３回ＡＡ型種類株式	５０００万株
第４回ＡＡ型種類株式	５０００万株
第５回ＡＡ型種類株式	５０００万株

（単元株式数および単元未満株式についての権利）
第　６　条　当会社の１単元の株式数は普通株式および
ＡＡ型種類株式のそれぞれにつき１００株とする。
２　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、
次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
(2)　第１８条に定める取得請求権に関し、
会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（自己の株式の取得）
第　７　条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の
決議によって自己の株式を取得することができる。

（自己のＡＡ型種類株式の取得に際しての売主追加請求権の排除）
第　８　条　当会社が株主総会の決議によって特定のＡＡ型種類株式を
有する株主（以下「ＡＡ型種類株主」という。）との合意により
当該ＡＡ型種類株主の有するＡＡ型種類株式の全部または一部を

取得する旨を決定し、会社法第１５７条第１項各号に掲げる事項を当該ＡＡ型種類株主に通知する旨を決定する場合には、同法第１６０条第２項および第３項の規定を適用しないものとする。

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第１０条　当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りその他株式または新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

（基　準　日）

第１１条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　定時株主総会と同日に開催される種類株主総会については、前項の規定を準用する。

３　前二項のほか、必要ある場合は、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第　３　章　　ＡＡ型種類株式

（ＡＡ型配当金）

第１２条　当会社は、第４６条第１項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡＡ型種類株主またはＡＡ型種類株式の登録株式質権者（以下「ＡＡ型種類登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭（以下「ＡＡ型配当金」という。）を剰余金の期末配当として支払う。

ただし、当該基準日の属する事業年度において第１３条に定めるＡＡ型中間配当金の支払を行ったときは、その額を控除した額を支払う。

第１回ＡＡ型種類株式ないし第５回ＡＡ型種類株式１株につき、当会社に払い込まれる当該ＡＡ型種類株式の１株当たりの金額に、各ＡＡ型種類株式の発行に先立って取締役会の決議により定める率（５パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額

２　ある事業年度において、ＡＡ型種類株主またはＡＡ型種類登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がＡＡ型配当金の額に達しないときは、そのＡＡ型種類株式１株当たりの不足額（以下「累積未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積する。

累積未払配当金については、前項または第１３条に定める剰余金の配当に先立ち、ＡＡ型種類株式１株につき累積未払配当金の額に達するまで、ＡＡ型種類株主またはＡＡ型種類登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

３　ＡＡ型種類株主またはＡＡ型種類登録株式質権者に対しては、ＡＡ型配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第７５８条第８号ロもしくは同法第７６０条第７号ロに定める剰余金の配当または当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第７６３条第１項第１２号ロもしくは同法第７６５条第１項第８号ロに定める剰余金の配当を行う場合については、この限りでなく、かかる場合、普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同時に同一割合の剰余金の配当を行う。

（ＡＡ型中間配当金）
第１３条　当会社は、第４６条第２項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたＡＡ型種類株主またはＡＡ型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、ＡＡ型種類株式１株につき、ＡＡ型配当金の額の２分の１の金銭（以下「ＡＡ型中間配当金」という。）を剰余金の中間配当として支払う。

（残余財産の分配）
第１４条　当会社は、残余財産の分配を行うときは、ＡＡ型種類株主またはＡＡ型種類登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。
第１回ＡＡ型種類株式ないし第５回ＡＡ型種類株式１株につき、当会社に払い込まれる当該ＡＡ型種類株式の１株当たりの金額を踏まえて、各ＡＡ型種類株式の発行に先立って、取締役会の決議により定める額または取締役会の決議により定める算定方法により算出される額（以下「基準価額」という。）
２　ＡＡ型種類株主またはＡＡ型種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

（議決権）
第１５条　ＡＡ型種類株主は、株主総会において議決権を有する。

（株式の併合、分割または無償割当て等）
第１６条　当会社は、株式の併合または分割を行うときには、普通株式およびＡＡ型種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う。
２　当会社は、株主に募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、ＡＡ型種類株主には当該ＡＡ型種類株主の有するＡＡ型種類株式または当該ＡＡ型種類株式を目的とする

新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

３　当会社は、株主に株式または新株予約権の無償割当てを行うときは、それぞれの場合に応じて、普通株主には普通株式または普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、ＡＡ型種類株主には当該ＡＡ型種類株主の有するＡＡ型種類株式または当該ＡＡ型種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

（株主による普通株式転換請求権）

第１７条　ＡＡ型種類株主は、第１回ＡＡ型種類株式ないし第５回ＡＡ型種類株式の発行に際して取締役会の決議で普通株式への転換請求期間として定める当該ＡＡ型種類株式の転換を請求することができる期間中、当会社に対して、当該決議で定める算定方法により算出される数の当会社の普通株式の交付と引換えに、当該ＡＡ型種類株主の有する当該ＡＡ型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
なお、当該ＡＡ型種類株式の取得と引換えに交付される普通株式の数に１株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第１６７条第３項に定める金銭の交付は行わない。

（株主による金銭対価の取得請求権）

第１８条　ＡＡ型種類株主は、第１回ＡＡ型種類株式ないし第５回ＡＡ型種類株式の発行に際して取締役会の決議で金銭対価取得請求期間として定める当該ＡＡ型種類株式の取得を請求することができる期間中、当会社に対して、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該ＡＡ型種類株主の有する当該ＡＡ型種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。
当該取得の請求の日において、会社法第４６１条第２項に定める分配可能額を超えて取得の請求が行われた場合、当会社が取得すべきＡＡ型種類株式は取締役会の決議で定めることとし、これにより取得されなかったＡＡ型種類株式については、当該取得の請求がなされなかったものとみなす。

（会社による金銭対価の取得条項）

第１９条　当会社は、第１回ＡＡ型種類株式ないし第５回ＡＡ型種類株式の発行後、各ＡＡ型種類株式の発行に際して取締役会の決議で定める期間を経過し、さらに、取締役会の決議で別に定める取得日が到来したときは、基準価額相当額の金銭の交付と引換えに、当該ＡＡ型種類株式の全部を取得することができる。

（優先順位）

第２０条　各ＡＡ型種類株式のＡＡ型配当金、ＡＡ型中間配当金、第１２条第３項ただし書きに定める剰余金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

（譲渡制限）

第２１条　ＡＡ型種類株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を得なければならない。

２　ＡＡ型種類株式に対して金融商品取引法第２７条の２第６項に定める公開買付けが開始された場合において、当該公開買付けに応募し、当該ＡＡ型種類株式の受渡しその他の決済による譲渡が行われるときには、取締役会が前項に定める承認をしたものとみなす。

（除斥期間）

第２２条　第４６条第４項および第４７条の規定は、ＡＡ型配当金およびＡＡ型中間配当金の支払についてこれを準用する。

第　４　章　　株　主　総　会

（定時および臨時株主総会）

第２３条　当会社の定時株主総会は毎年６月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

２　株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか名古屋市において、これを招集することができる。

（決議方法）

第２４条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

２　会社法第３０９条第２項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行なう。

（総会の議長）

第２５条　株主総会の議長は、取締役会長または取締役社長がこれにあたる。

２　取締役会長および取締役社長が、いずれも欠員またはさしつかえあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがって、他の取締役がこれに代わる。

（議決権の代理行使）

第２６条　株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、その代理人は、議決権を行使することができる当会社の株主に限る。

２　前項の場合において、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

３　当会社は、株主が２人以上の代理人を株主総会に出席させることを拒否することができる。

（株主総会参考書類等のみなし提供）
第２７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（種類株主総会）
第２８条　第２５条、第２６条および第２７条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。
２　第２４条第１項の規定は、会社法第３２４条第１項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。
３　第２４条第２項の規定は、会社法第３２４条第２項の規定による種類株主総会の決議についてこれを準用する。
４　当会社が、会社法第３２２条第１項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、ＡＡ型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
５　ＡＡ型種類株式については、会社法第１９９条第４項および第２３８条第４項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

第　５　章　取締役および取締役会

（取締役の数）
第２９条　当会社は、取締役２０名以内を置く。

（取締役の選任）
第３０条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。
３　取締役の選任は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第３１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。
２　増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任者の残任期間とする。

（ 取 締 役 会 ）
第３２条　当会社は、取締役会を置く。
２　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より３日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。
３　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
４　前二項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規則による。

（代表取締役および役付取締役）
第３３条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議により、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副会長および取締役副社長各若干名を置くことができる。

（名誉会長および相談役）
第３４条　取締役会は、その決議により、名誉会長および相談役を置くことができる。

（取締役の責任免除）
第３５条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第４２３条第１項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（取締役の責任限定契約）
第３６条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、
取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、
会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を
締結することができる。ただし、当該契約に基づく
賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第　６　章　監査役および監査役会

（監査役の設置および数）
第３７条　当会社は、監査役７名以内を置く。

（監査役の選任）
第３８条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の
議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の
過半数をもって行なう。

（監査役の任期）
第３９条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち
最終のものに関する定時株主総会の終結したときに満了する。
２　補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

（ 監 査 役 会 ）
第４０条　当会社は、監査役会を置く。
２　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より３日前までに
これを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を
短縮することができる。
３　前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める
監査役会規則による。

（常勤監査役）
第４１条　監査役会は、その決議により、常勤監査役を選定する。

（監査役の責任免除）
第４２条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第４２３条第１項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

（監査役の責任限定契約）
第４３条　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第７章　会計監査人

（会計監査人）
第４４条　当会社は、会計監査人を置く。

第　８　章　　計　　算

（ 事 業 年 度 ）

第４５条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等）

第４６条　当会社は、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をする。

２　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第４５４条第５項に定める剰余金の配当をすることができる。

３　当会社は、前二項のほか、取締役会の決議によって、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

４　未払の剰余金の配当には、利息を付さないものとする。

（剰余金の配当等の支払免除）

第４７条　配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から３年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れる。

トヨタ自動車株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

（添付書類）

事業報告 （2018年４月１日～2019年３月31日）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期の経済状況

2019年３月期の経済状況を概観しますと、世界経済は、一部に弱さがみられたものの、全体としては緩やかな回復が続きました。日本経済は、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続きました。

自動車市場は、先進国では安定的に推移したものの、拡大を続けてきた中国や一部の資源国で落ち込みがみられました。

事業の概況

このような経営環境の中、当社グループは、お客様の期待を超える「もっといいクルマ」づくりに取り組んできました。トヨタのグローバルコアモデルのひとつである「ＲＡＶ４」を、TNGA（トヨタ・ニュー・グローバル・アーキテクチャー）に基づくプラットフォームやパワートレーンなどにより一新し、意のままの走りと力強く洗練されたデザインを実現しました。また、新たなモビリティライフを提案する初代コネクティッドカーとして、「クラウン」をフルモデルチェンジするとともに、新たに「カローラ スポーツ」を発売しました。さらに、50年以上にわたりご愛用いただいている「センチュリー」を、「匠の技」と「高品質のモノづくり」を継承しつつ、乗り心地や走行安定性を一段と向上させました。加えて、新興国を中心に拡大する乗客輸送などのニーズにお応えするため、

トヨタブランド

RAV4

クラウン

「ハイエース」に海外向け新シリーズを追加しました。レクサスブランドでは、数多くの国・地域において基幹モデルとしてブランドの歴史を創り上げてきた「ＥＳ」を日本で初めて発売し、また、新たなライフスタイルを提供する都会派コンパクトクロスオーバー「ＵＸ」をラインアップに加えました。その他にも、スポーツカーシリーズ「ＧＲ」初のグローバルモデルである新型「スープラ」を、米国で開催された北米国際自動車ショーで披露するなど、モータースポーツの知見をフィードバックした商品開発を進めました。

このように、よりお客様のニーズに応えるべく、積極的に商品ラインアップの充実を図り、世界各国・地域の販売店と共に懸命に販売活動を続けたことなどにより、ダイハツ・日野ブランドを含めた世界総販売台数は、前期に比べて16万２千台（1.5％）増加し、1,060万３千台となりました。また、レクサスブランドでは、世界中のお客様のご愛顧により、本年２月に、全世界での累計販売台数1,000万台を達成しました。今後も世界各国・地域に貢献できるよう、米国や中国をはじめ現地での生産・開発を加速していきます。

自動車事業以外の分野では、金融事業については、自動車販売を促進するツールとしての販売金融に加え、クルマの製造から廃棄に至るライフサイクルの全てのシーンにおいて金融事業として付加価値を創造すべく、バリューチェーンの拡充に取り組みました。住宅事業については、お客様の「理想の暮らし」を実現するため、TQM（総合的品質管理）活動の強化に取り組んでおり、昨年10月には、品質管理に関する世界最高ランクの賞であるデミング賞を受賞しました。

新型「スープラ」を世界初披露

センチュリー

レクサスブランド

LEXUS「UX」

当期の連結業績

当期の連結業績は、主に原価改善や営業面の努力などの収益改善活動により、売上高は30兆2,256億円と前期に比べて8,461億円（2.9%）の増収、営業利益は２兆4,675億円と前期に比べて676億円（2.8%）の増益となりました。当社株主に帰属する当期純利益については１兆8,828億円と前期に比べて6,111億円（24.5%）の減益となりました。

なお、売上高の内訳は、次表のとおりです。

	当 期 (2018.4～2019.3)	前 期 (2017.4～2018.3)	増 減（率）	
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)
車両	**23,066,190**	22,631,201	434,989	(1.9)
海外生産用部品	**625,483**	498,802	126,681	(25.4)
部品	**2,093,437**	2,044,104	49,333	(2.4)
その他	**1,249,382**	1,173,122	76,260	(6.5)
自動車事業計	**27,034,492**	26,347,229	687,263	(2.6)
金融事業	**2,120,343**	1,959,234	161,109	(8.2)
その他の事業	**1,070,846**	1,073,047	△ 2,201	(△ 0.2)
合計	**30,225,681**	29,379,510	846,171	(2.9)

(注) 1．当社は米国会計基準に基づいて連結計算書類を作成しています。
2．売上高の金額は外部顧客への売上高を示しています。
3．売上高は消費税等を含んでいません。

(2) 資金調達の状況

自動車事業における必要資金については、主として、営業活動から得られる資金によりまかなっています。

金融事業における必要資金については、主として、社債、ミディアム・ターム・ノートの発行および借入金でまかなっています。なお、当期末における借入債務の残高は20兆1,501億円となっています。

(3) 設備投資および研究開発の状況

設備投資は、既存設備の有効活用や個別案件の優先順位づけなどにより、低減活動を推進しました。一方で、競争力強化のためのモデルチェンジ用投資や、技術力、生産性向上のための投資などを実施した結果、当期の連結設備投資額は、１兆4,658億円となりました。

研究開発は、開発効率の向上に努める一方、電動化や自動運転といった新たな領域での開発など、将来に向けた先行開発の更なる充実を図った結果、当期の連結研究開発費は、１兆488億円となりました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第112期 (2015.4～2016.3)	第113期 (2016.4～2017.3)	第114期 (2017.4～2018.3)	第115期 (2018.4～2019.3)
売上高	(百万円)	28,403,118	27,597,193	29,379,510	**30,225,681**
営業利益	(百万円)	2,853,971	1,994,372	2,399,862	**2,467,545**
当社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,312,694	1,831,109	2,493,983	**1,882,873**
基本１株当たり当社普通株主に帰属する当期純利益	(円)	741.36	605.47	842.00	**650.55**
純資産	(百万円)	18,088,186	18,668,953	19,922,076	**20,565,210**
総資産	(百万円)	47,427,597	48,750,186	50,308,249	**51,936,949**

(5) 対処すべき課題

今後の自動車市場は、短期的な循環局面はあるものの、中期的には、新興国を中心とした自動車普及進展もあり、緩やかな拡大に戻ると期待されます。一方で、環境問題など社会課題への対応や、電動化、自動運転、コネクティッド、シェアリングなどの技術革新の急速な進行などにより、自動車産業は100年に一度の大変革の時代を迎えています。

このような経営環境の中、当社グループは、これまで培ってきた車両品質や販売・サービスネットワークのリアルの世界と、技術革新に対応するバーチャルの世界の総合力で、人々の移動に関わるあらゆるサービスを提供する「モビリティカンパニー」にモデルチェンジしていきます。その実現に向け、新たな価値を創造する「未来への挑戦」と、１年１年着実に真の競争力を強化する「年輪的成長」を方針に掲げ、次の分野の取り組みを加速させていきます。

❶ 電動化

環境問題への対応には、クルマの電動化の推進が必要不可欠です。当社グループは、「エコカーは普及してこそ環境への貢献」との考えのもと、国や地域ごとのエネルギーやインフラ整備の状況、さらにはエコカーの特徴に応じて、お客様の用途に合わせた最適なクルマを提供することを目指しています。

電動車の主力であるハイブリッド車は、従来のトヨタハイブリッドシステムを燃費、コスト、走りの面でさらに磨きをかけるだけでなく、加速性能を高めたスポーツ型など、様々なタイプを開発していきます。また、多くのステークホルダーと思いを共有し、協調して電動車の普及に取り組むため、ハイブリッド車開発で培った車両電動化関連の技術について、特許実施権の無償提供などを決定しました。電気自動車は、2020年以降、中国を皮切りに導入を加速し、2020年代前半には全世界で10車種以上に拡大していきます。燃料電池車は、2020年代に乗用車・商用車の商品ラインアップを拡充するとともに、宇宙航空研究開発機構（JAXA）など幅広いステークホルダーとの連携により、燃料電池技術を様々な分野に展開していきます。さらに、電動車普及のキーファクターである車載用電池では、競争力のある電池の実現に向けた取り組みを強化・加速させるため、パナソニック㈱と合弁会社の設立に合意しました。

低炭素で持続可能な社会の実現に向け、「2030年に電動車販売550万台以上」というチャレンジ目標を掲げ、今後も技術開発を加速させていきます。

2020年に中国で販売する「C-ＨＲ」/「ＩＺＯＡ」の電気自動車

❷　自動運転

当社グループは、交通事故死傷者ゼロを目指し、1990年代から自動運転技術の研究開発に取り組んできました。その開発理念、「Mobility Teammate Concept（モビリティ・チームメイト・コンセプト）」は、人とクルマが見守り、助け合う、気持ちが通った仲間のような関係を築くというものです。

自動運転に必要不可欠な人工知能技術の研究・開発を行うトヨタ・リサーチ・インスティテュート㈱では、一昨年設立したファンドと共に、ベンチャー企業支援に関するグローバルプログラムを立ち上げました。加えて、自動運転開発用のテスト施設を米国ミシガン州に開設し、新型の自動運転実験車「ＴＲＩ-Ｐ４」を公表するなど、自動運転システム開発の加速に取り組んでいます。さらに、トヨタ・リサーチ・インスティテュート・アドバンスト・デベロップメント㈱が本格稼働し、実用化に向けたソフトウェアの先行開発を開始しました。また、自動運転技術の研究成果を広くお客様に利用いただくため、予防安全技術パッケージの導入を進めており、昨年には、全世界での累計出荷台数1,000万台を突破しました。

全ての人に、安全、便利かつ楽しいモビリティを提供することを究極の目標に、自動運転技術の開発・普及に取り組んでいきます。

❸　MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）

当社グループは、お客様に様々なモビリティの選択肢を提供できるよう、MaaSビジネスを推進しています。

Grab Holdings Inc.とモビリティサービス領域での協業深化に合意し、当社が開発した配車サービス車両向けトータルケアサービスの提供を開始しました。また、Uber Technologies, Inc.と自動運転技術を活用したライドシェアサービスの開発促進に向けた協業拡大に合意しました。さらに、ソフトバンク㈱と新しいモビリティサービスの構築に向けて戦略的提携に合意し、共同出資会社MONET Technologies㈱を設立しました。

また、クルマが所有から利活用にシフトしていく中で、お客様にもっと気楽に楽しくクルマとお付き合いいただくため、愛車サブスクリプションサービス「ＫＩＮＴＯ」を開始しました。車両代のほか、税金、保険、メンテナンスなどの手続きをパッケージ化した月額定額サービスを提供することにより、人とクルマの新しい関係を提案していきます。

さらに、日本国内では、販売店と共にお客様の求めるあらゆるニーズに対応するため、トヨタブランド全販売店での全車種併売化をはじめとする販売ネットワークの変革に取り組んでいます。その上で、それぞれの地域に根差した、新しいモビリティサービスの開発・提供を行うことにより、「地域に欠かせない存在」を目指していきます。

ソフトバンク㈱と戦略的提携に合意

❹　仲間づくり

当社グループの「仲間づくり戦略」は、３つの柱からなります。

第１の柱は、同じルーツを持つグループ内での連携強化です。「ホーム＆アウェイ」の視点で、グループ内の事業を見直し、より競争力のある「ホーム」の会社に集約する。あるいは、各社の強みを出し合って、新たな「ホーム」をつくる。そして、競争力のある製品を、グループ以外の会社も含めて、積極的に販売していくことによって、仲間を増やし、「デファクトスタンダード」にしていくことが重要と考えております。この考えに基づき、当社と㈱デンソー両社の主要な電子部品事業を㈱デンソーへ、当社のアフリカ市場における営業業務を豊田通商㈱へ、そして、当社のバン事業をトヨタ車体㈱へ、それぞれ集約を進めています。

第２の柱は、他の自動車メーカーとのアライアンス強化です。これは、資本による規模の拡大が目的ではなく、開発、生産技術、販売網など、お互いの強みをリスペクトし、「もっといいクルマ」づくりに向けた競争力強化を目的としています。本年３月にはスズキ㈱と、当社グループが持つ強みである電動化技術とスズキ㈱が持つ強みである小型車技術を持ち寄り、生産領域での協業や電動車の普及など、新たなフィールドで共にチャレンジしていくことに合意しました。

第３の柱は、モビリティサービスを提供する新しい仲間とのアライアンスの強化です。コネクティッドカーの情報基盤である「モビリティサービス・プラットフォーム」を介してソフトバンク㈱やGrab Holdings Inc.、Uber Technologies, Inc.といったあらゆるサービス事業者とオープンに連携し、新たなモビリティサービスの創出を目指していきます。

❺　原価低減・TPS（トヨタ生産方式）

当社は、真の競争力向上に向け、先人たちが強みとして受け継いできた当社のDNAである「原価低減」と「TPS」を徹底的に磨くことに取り組んでいます。

当社における「原価低減」とは、単純に予算やコストを一律でカットするのではなく、リアルな図面、現物、ものづくりの現場を現地現物で確認し、徹底的にムダを取り、仕事のやり方を変えて生産性を向上することによって、原価を造りこむことです。役員・従業員全員参加で知恵を出し、ものづくりの全てのプロセスで発生する出金、ムダの低減にベターベターの精神で情熱を持って取り組むことにより、未来を生き抜くために必要な人材の育成、そして、企業体質の強化につなげていきます。

また、「TPS」を生産分野だけでなく事務・技術職場にも浸透させ、全社を挙げた意識改革や改善活動に取り組んでいます。例えば、経理部門では昨年１月に新設したTPS本部と一体となって決算業務の見直しを行い、ムダの洗い出しや改善を進めています。このような取り組みを各部門で地道に続け、さらに好事例については全社的に共有することにより、「TPS」の全社的な実践につなげていきます。

❻　人事制度

当社は、これらの取り組みを支える「人材育成」や「仕事の進め方改革」を一層促進するために、役員体制の見直しおよび組織再編を継続的に行ってきました。今、自動車産業においては、異業種の参入や急速な技術革新により、これまでにないスピードと規模で構造変革が起きています。

そうした中で、本年１月には、従来の専務役員以上を役員に、常務役員、常務理事、基幹職などを幹部職に統合し、階層を減らしました。若手、ベテランに関わらず、幅広いポストに適材適所で配置することで、即断、即決、即実行でその時々の経営課題に対応するとともに、現場に根ざした「専門性」と「人間力」を兼ね備えた「プロ人材」の育成を強化していきます。

このような取り組みを進めるため、当社グループは、「モノづくりを通じて社会に貢献する」という創業の理念を受け継ぎ、品質・安全を最優先に、役員・従業員一同が心を合わせ、謙虚・感謝の気持ちと情熱を持って歩んでまいります。株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 取締役会による剰余金配当等の権限行使に関する方針

当社は、株主の皆様の利益を重要な経営方針の一つとして位置付けており、持続的な成長の実現に向け、引き続き企業体質の改善に取り組み、企業価値の向上に努めています。

配当金につきましては、普通株式については連結配当性向30％を目安に安定的・継続的に配当を行うよう努めていきます。また、第１回ＡＡ型種類株式については所定の金額の配当を実施していきます。

自己株式の取得につきましては、資本効率向上を目的に、手元資金や株価水準等を総合的に勘案し、機動的に実施していきます。

今後も厳しい競争を勝ち抜くため、内部留保資金につきましては、お客様の安全・安心を優先した、次世代の環境・安全技術の早期商品化に向けた取り組み等に活用していきます。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、自動車事業、金融事業およびその他の事業を主要な事業内容としています。

事 業	主要製品・サービス等
自 動 車 事 業	車両（乗用車、トラック・バス、軽自動車）、海外生産用部品、部品等
金 融 事 業	自動車の販売金融およびリース事業等
その他の事業	住宅事業、情報通信事業等

(8) 主要な拠点

当社

名 称	所在地
本社（本店）	愛 知 県
東京本社	東 京 都
名古屋オフィス	愛 知 県
本社工場	愛 知 県
元町工場	愛 知 県
上郷工場	愛 知 県
高岡工場	愛 知 県
三好工場	愛 知 県

名 称	所在地
堤工場	愛 知 県
明知工場	愛 知 県
下山工場	愛 知 県
衣浦工場	愛 知 県
田原工場	愛 知 県
貞宝工場	愛 知 県
広瀬工場	愛 知 県
東富士研究所	静 岡 県

国内子会社・海外子会社

「(10) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
370,870名	＋1,746名

(10) 重要な子会社の状況

	会社名	所在地	資本金	当社出資比率	主要な事業内容
日本	トヨタファイナンシャルサービス㈱	愛知県	78,525 百万円	100.00%	国内外の金融会社等の統括
	日野自動車㈱	東京都	72,717 百万円	＊ 50.21	自動車の製造・販売
	トヨタ自動車九州㈱	福岡県	45,000 百万円	100.00	自動車の製造・販売
	ダイハツ工業㈱	大阪府	28,404 百万円	100.00	自動車の製造・販売
	トヨタファイナンス㈱	愛知県	16,500 百万円	＊ 100.00	自動車の販売金融、カード事業
	ミサワホーム㈱	東京都	11,892 百万円	＊ 51.00	住宅の製造・販売
	トヨタ車体㈱	愛知県	10,371 百万円	100.00	自動車の製造・販売
	トヨタ自動車東日本㈱	宮城県	6,850 百万円	100.00	自動車の製造・販売
	ダイハツ九州㈱	大分県	6,000 百万円	＊ 100.00	自動車の製造・販売
北米	トヨタ モーター エンジニアリング アンド マニュファクチャリング ノース アメリカ㈱	アメリカ	1,958,949 千米ドル	＊ 100.00	北米製造会社の統括
	トヨタ モーター マニュファクチャリング ケンタッキー㈱	アメリカ	1,180,000 千米ドル	＊ 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタ モーター ノース アメリカ㈱	アメリカ	1,005,400 千米ドル	＊ 100.00	北米事業全体の統括
	トヨタ モーター クレジット㈱	アメリカ	915,000 千米ドル	＊ 100.00	自動車の販売金融
	トヨタ モーター マニュファクチャリング インディアナ㈱	アメリカ	620,000 千米ドル	＊ 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタ モーター マニュファクチャリング テキサス㈱	アメリカ	510,000 千米ドル	＊ 100.00	自動車の製造・販売
	米国トヨタ自動車販売㈱	アメリカ	365,000 千米ドル	＊ 100.00	自動車の販売
	トヨタ モーター マニュファクチャリング バハ カリフォルニア㈱	メキシコ	239,949 千米ドル	＊ 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタ モーター マニュファクチャリング カナダ㈱	カナダ	680,000 千加ドル	100.00	自動車の製造・販売
	トヨタ クレジット カナダ㈱	カナダ	60,000 千加ドル	＊ 100.00	自動車の販売金融
	カナダトヨタ㈱	カナダ	10,000 千加ドル	51.00	自動車の販売
欧州	トヨタ モーター ヨーロッパ㈱	ベルギー	2,524,346 千ユーロ	100.00	欧州事業全体の統括
	トヨタ モーター マニュファクチャリング フランス㈱	フランス	71,078 千ユーロ	＊ 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタクレジットバンク㈲	ドイツ	30,000 千ユーロ	＊ 100.00	自動車の販売金融
	トヨタ モーター ファイナンス（ネザーランズ）㈱	オランダ	908 千ユーロ	＊ 100.00	海外関係会社への融資
	トヨタ モーター マニュファクチャリング（UK）㈱	イギリス	300,000 千英ポンド	＊ 100.00	自動車の製造・販売
	トヨタ ファイナンシャル サービス（UK）㈱	イギリス	119,800 千英ポンド	＊ 100.00	自動車の販売金融
	トヨタ モーター マニュファクチャリング ターキー㈱	トルコ	150,165 千トルコリラ	＊ 90.00	自動車の製造・販売
	ロシアトヨタ㈲	ロシア	4,875,189 千ロシア・ルーブル	＊ 100.00	自動車の製造・販売
アジア	トヨタ自動車（中国）投資㈲	中国	118,740 千米ドル	100.00	自動車の販売
	トヨタモーターファイナンスチャイナ㈲	中国	3,100,000 千中国元	＊ 100.00	自動車の販売金融
	トヨタキルロスカ自動車㈱	インド	7,000,000 千インド・ルピー	89.00	自動車の製造・販売
	アストラ・ダイハツ・モーター㈱	インドネシア	894,370,000 千インドネシア・ルピア	＊ 61.75	自動車の製造・販売
	インドネシアトヨタ自動車㈱	インドネシア	19,523,503 千インドネシア・ルピア	95.00	自動車の製造・販売
	トヨタ モーター アジア パシフィック㈱	シンガポール	6,000 千シンガポール・ドル	100.00	自動車の販売
	トヨタリーシングタイランド㈱	タイ	15,100,000 千タイ・バーツ	＊ 86.84	自動車の販売金融
	タイ国トヨタ自動車㈱	タイ	7,520,000 千タイ・バーツ	86.43	自動車の製造・販売
	トヨタ ダイハツ エンジニアリング アンド マニュファクチャリング㈱	タイ	1,300,000 千タイ・バーツ	＊ 100.00	アジア域内事業体の生産事業支援
その他	トヨタ モーター コーポレーション オーストラリア㈱	オーストラリア	481,100 千豪ドル	100.00	自動車の販売
	トヨタ ファイナンス オーストラリア㈱	オーストラリア	120,000 千豪ドル	＊ 100.00	自動車の販売金融
	アルゼンチントヨタ㈱	アルゼンチン	260,000 千アルゼンチン・ペソ	＊ 100.00	自動車の製造・販売
	ブラジルトヨタ㈲	ブラジル	709,980 千ブラジル・レアル	100.00	自動車の製造・販売
	南アフリカトヨタ自動車㈱	南アフリカ共和国	50 千南アフリカ・ランド	＊ 100.00	自動車の製造・販売

(注) 1．＊印は子会社等による出資を含む比率です。
2．出資比率については、期末発行済株式総数に基づき算出しています。

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　10,000,000,000株

(2) 発行済株式総数

普通株式	3,262,997,492株
第１回ＡＡ型種類株式	47,100,000株

(3) 株主数　623,599名

＜株式分布状況＞

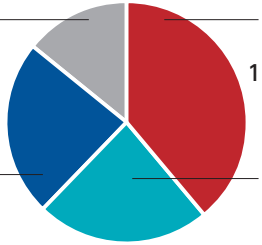

(注) 比率は発行済株式総数より自己株式数（430,558千株）を控除して計算しています。

(4) 大株主

株主名	持株数			合計株式持株比率
	普通株式	第１回ＡＡ型種類株式	合計株式	
	(千株)	(千株)	(千株)	(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	376,258	180	376,438	13.07
株式会社豊田自動織機	238,466	—	238,466	8.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	182,663	—	182,663	6.34
日本生命保険相互会社	110,813	560	111,373	3.87
ジェーピー モルガン チェース バンク（常任代理人㈱みずほ銀行決済営業部）	100,932	—	100,932	3.51
株式会社デンソー	89,915	—	89,915	3.12
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー（常任代理人㈱みずほ銀行決済営業部）	86,044	—	86,044	2.99
資産管理サービス信託銀行株式会社	57,685	—	57,685	2.00
三井住友海上火災保険株式会社	56,811	—	56,811	1.97
東京海上日動火災保険株式会社	51,045	—	51,045	1.77

(注) 持株比率は発行済株式総数より自己株式数（430,558千株）を控除して計算しています。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	会社における地位	担 当	重要な兼職の状況
内山田　竹　志	＊取締役会長		㈱東海理化電機製作所 監査役 豊田合成㈱ 監査役 ㈱ジェイテクト 取締役
早　川　　茂	＊取締役副会長		㈱国際経済研究所 代表取締役
豊　田　章　男	＊取締役社長	Chief Executive Officer Chief Branding Officer	トヨタ モーター ノース アメリカ㈱ 取締役会長兼CEO 東和不動産㈱ 代表取締役会長 一般社団法人日本自動車工業会 会長
小　林　耕　士	＊取締役	Chief Financial Officer Chief Risk Officer	トヨタモビリティ東京㈱ 代表取締役会長
Didier Leroy	取締役	Chief Competitive Officer	トヨタ モーター ヨーロッパ㈱ 取締役会長 トヨタ モーター ノース アメリカ㈱ 取締役副会長 豊田通商㈱ 取締役
寺　師　茂　樹	取締役	Chief Technology Officer	日野自動車㈱ 取締役 ＥＶ Ｃ．Ａ．Ｓｐｉｒｉｔ㈱ 代表取締役プレジデント
菅　原　郁　郎	取締役		
Sir Philip Craven	取締役		
工　藤　禎　子	取締役		㈱三井住友銀行 常務執行役員

氏 名	会社における地位	担 当	重要な兼職の状況
安　田　政　秀	常勤監査役		
加　藤　雅　大	常勤監査役		
香　川　佳　之	常勤監査役		
和　気　洋　子	監査役		慶應義塾大学 名誉教授
小　津　博　司	監査役		弁護士 三井物産㈱ 社外監査役 ㈱資生堂 社外監査役
平　野　信　行	監査役		㈱三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 取締役代表執行役社長 ㈱三菱ＵＦＪ銀行 取締役会長（代表取締役） モルガン・スタンレー 取締役

（注）1．＊印は代表取締役です。
2．取締役社長 豊田 章男は、執行役員（社長）を兼務しています。
3．取締役 小林 耕士、取締役 Didier Leroyおよび取締役 寺師 茂樹は、執行役員（副社長）を兼務しています。
4．取締役 菅原 郁郎、取締役 Sir Philip Cravenおよび取締役 工藤 禎子は、社外取締役です。また、当社が上場している国内の証券取引所の定めに基づく独立役員です。
5．監査役 和気 洋子、監査役 小津 博司および監査役 平野 信行は、社外監査役です。また、当社が上場している国内の証券取引所の定めに基づく独立役員です。
6．重要な兼職の状況については、原則として現役職の就任時期の順に記載しています。
7．トヨタモビリティ東京㈱は、2019年４月１日付でトヨタ東京販売ホールディングス㈱が社名変更したものです。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	取締役（うち社外取締役）		監査役（うち社外監査役）		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
役員報酬	13名 (6名)	688百万円 (97百万円)	8名 (4名)	204百万円 (54百万円)	21名	892百万円
役員賞与	6名	1,257百万円			6名	1,257百万円
計		1,945百万円 (97百万円)		204百万円 (54百万円)		2,149百万円

(注) 1．人員には、当事業年度に係る報酬等の支給対象者数を記載しています。
2．取締役報酬総額は、2017年6月14日開催の第113回定時株主総会決議により、月額報酬および賞与を含め年額40億円以内（うち社外取締役分3億円以内）と定められています。また、監査役報酬額は、2008年6月24日開催の第104回定時株主総会決議により、月額30百万円以内と定められています。
3．役員賞与金は、2019年5月8日開催の取締役会決議の金額を記載しています。

(3) 社外役員に関する事項

❶ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取締役	菅 原 郁 郎	全13回中13回	—
取締役	Sir Philip Craven	全13回中13回	—
取締役	工 藤 禎 子	全13回中13回	—
監査役	和 気 洋 子	全16回中16回	全16回中16回
監査役	小 津 博 司	全16回中16回	全16回中16回
監査役	平 野 信 行	全13回中13回	全13回中13回

(注) 全回数が異なるのは、就任時期の違いによるものです。

発言状況につきましては、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っています。

❷ 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としています。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

❶ 当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務についての報酬等の額

600百万円

❷ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

1,726百万円

(注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査報酬の見積根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。
2. 上記①の金額には、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を含んでいます。
3. 上記②の金額には、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、会計事項および情報開示に関する助言・指導に対する報酬等を含んでいます。
4. 当社の重要な子会社のうち、ミサワホーム㈱および海外子会社は、ＰｗＣあらた有限責任監査法人以外の公認会計士または監査法人が監査をしています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制に関する基本認識

当社は、「トヨタ基本理念」および「トヨタ行動指針」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。実際の業務執行の場においては、業務執行プロセスの中に問題発見と改善の仕組みを組み込むとともに、それを実践する人材の育成に不断の努力を払っています。

業務の適正を確保するための体制とその運用状況の概要

当社は、「内部統制の整備に関する基本方針」に基づき、企業集団としての業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めています。また、毎事業年度、内部統制の整備・運用状況の点検を行い、内部統制の運用実施部署における活動が自律的に実施され、必要に応じ強化が図られていることを確認するとともに、その内容をサステナビリティ会議および取締役会で確認しています。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

■ 体制

❶ 倫理規程、取締役に必要な法知識をまとめた解説書等を用い、新任役員研修等の場において、取締役が法令および定款に則って行動するよう徹底します。

❷ 業務執行にあたっては、取締役会および組織横断的な各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた規程に基づき、適切に付議します。

❸ 企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応についてサステナビリティ会議等で適切に審議します。

■ 運用状況の概要

❶ 取締役を含む役員が遵守すべき基本的事項を「トヨタ基本理念」「トヨタ行動指針」「役員倫理規程」等に規定し、各役員に周知しています。また、役員が留意すべき法令や定款の内容をマニュアルに記載し、各役員に配付しています。さらに、新任役員就任時にマニュアルを用いてコンプライアンスに関する教育を行っています。

❷ 業務執行にあたっては、会議体への付議事項を定めた規程に基づき、取締役会および組織横断的な各種会議体に適切に付議し、総合的に検討したうえで意思決定を行っています。取締役会では、(1) 会社法および他の法令に規定された事項、(2) 定款に規定された事項、(3) 株主総会の決議により委任された事項、(4) その他経営上の重要な事項を決議事項とし、(1) 業務の執行の状況、その他会社法および他の法令に規定された事項、(2) その他取締役会が必要と認めた事項を報告事項として定めています。

❸ 「トヨタ基本理念」「トヨタグローバルビジョン」等の精神に則り中長期的に持続的成長するガバナンス体制の実現を目的に、企業倫理、コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要課題と対応について、Chief Risk Officer (CRO) を議長としたサステナビリティ会議で適切に審議しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

■ 体制

取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程および法令に基づき、各担当部署に適切に保存および管理させます。

■ 運用状況の概要

関係規程および法令に基づき、各担当部署に取締役の職務の執行に必要となる会議体資料や議事録等の情報を適切に保存および管理させています。また、機密管理を含めた情報セキュリティ全般に対して、グローバルな推進体制や仕組みを整備するとともに、当社および子会社の取り組み状況の点検を定期的に行っています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ 体制

❶ 予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限および責任に基づいて業務および予算の執行を行います。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議します。
❷ 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正な財務報告の確保に取り組むほか、情報開示委員会を通じて、適時適正な情報開示を確保します。
❸ 安全、品質、環境等のリスクおよびコンプライアンスについて、各担当部署が、必要に応じ各地域と連携した体制を構築するとともに、規則を制定し、またはマニュアルを作成し配付すること等により、管理します。
❹ 災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置および保険付保等を行います。

■ 運用状況の概要

❶ 収益計画に基づき、一般経費、試験研究費、設備投資等の費目ごとに決められた管理部署へ予算を割り当て、予算管理を行っています。重要案件については、取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議しています。
❷ 適正な財務報告を確保するため、連結財務報告作成のために収集している財務情報について解説書を作成し、必要に応じて子会社に展開しています。また、適時適正な情報開示を確保するため、情報開示委員会を通じて、情報の収集、開示要否の判断を行っています。
法の要請により、当社および重要な子会社の各プロセスについて文書化を行ったうえ、財務報告に係る内部統制の有効性を評価しています。また、開示プロセスの有効性を評価しています。
❸ 安全、品質、環境等のグローバルリスクマネジメントの責任者であるCROのもとに、各地域を統括する地域CROを設置し、各地域のリスクマネジメント体制の構築を行っています。また、社内のヘッドオフィスでは機能別リスク担当として各本部長・各部門リスク責任者を、各カンパニーでは製品別のリスク担当として各プレジデント・リスク責任者を任命し、各地域本部と連携・サポートしあえる体制をとっており、必要に応じて見直しや強化を図っています。
品質については、本社Global-CQO (Chief Quality Officer) が各地域のRegional-CQOを統括し、お客様の声と真摯に向き合った製品・サービスの向上、法規動向に対応した車づくり、全社グローバル一体となった品質向上活動を推進しています。また、市場の状況を注視し、品質リスクに対するマネジメント体制を維持、強化しています。
❹ 災害等に備え、生産復旧、システム復旧などに向けたBusiness Continuity Plan (BCP) を本部および部ごとに策定し、毎年定期的な訓練 (初動対応・復旧対応) を行うことで改善を続けています。また、当社のBusiness Continuity Management (BCM) は「従業員・家族」「トヨタグループ・仕入先等」「トヨタ」が三位一体となった活動として推進しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 体制

❶ 中長期の経営方針および年度ごとの会社方針をもとに、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
❷ 取締役は、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、当社の強みである「現場重視」の考え方のもと、各地域、各機能、各工程における業務執行の責任者を定め、幅広い権限を与えます。各業務執行責任者は、経営方針達成のため、それぞれの業務計画を主体的に策定し、機動的な執行を行い、取締役はこれを監督します。
❸ 随時、各地域の外部有識者をはじめとした様々なステークホルダーの意見を聞く機会を設け、経営や企業行動のあり方に反映させます。

■ 運用状況の概要

❶ 長期的なお客様の価値観や技術のトレンド等を勘案した長期事業戦略を踏まえ、地域別の中期経営計画およびカンパニー経営プランを策定しています。
また、その年に会社として進むべき大きな方向性を定めた「方針指針」を策定し、組織の各段階で方針を具体化することで、一貫した方針管理を行っています。
❷ 商品群ごとに「カンパニー」を設置するとともに、各地域、各機能、各工程を「本部」と位置づけ、カンパニー・本部の中の各部が中心となって業務執行を行うという現場主義で全社網羅的な組織を採用しています。
取締役会においては、執行役員を兼務している社長・副社長が、現場に即した会社の状況を適切に提供することにより、効率的な意思決定を行っています。
業務執行責任者であるカンパニープレジデントや本部長は、組織の方針を自律的に策定・運営し、副社長以上はこれを監督しています。
❸ 各地域の外部有識者をはじめとした様々なステークホルダーの意見を聞く機会を設け、社外の視点からのアドバイスや情報を入手することにより、経営や企業行動のあり方の検討に役立てています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

■ 体制

❶ 各組織の業務分掌を明確化するとともに、継続的な改善を図る土壌を維持します。
❷ 法令遵守およびリスク管理の仕組みを不断に見直し、実効性を確保します。そのため、各部署が点検し、サステナビリティ会議等に報告する等の確認を実施します。
❸ コンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、当社が外部に設置する企業倫理相談窓口等を通じて、法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

■ 運用状況の概要

❶ 業務分掌の明確化を通じて、業務の見える化を進めています。また、入社時教育や各階層別教育において問題解決能力の教育等を実施し、現地現物による問題の早期発見・解決と再発防止のための「改善」する職場文化を醸成しています。
❷ コンプライアンスに関する基礎知識の習得による全社コンプライアンス意識向上のため、新入社員をはじめ幅広い従業員を対象に教育を実施しています。
重要なリスク分野については、各部署が自部署の仕組みを点検し、改善を行う活動を実施し、その結果を、サステナビリティ会議に報告しています。

❸ コンプライアンスに関する様々な問題および疑問点を社外の弁護士に相談することができる企業倫理相談窓口を設置しています。弁護士から連絡を受けた当社（事務局および関連部署）は事実調査を行い、必要な措置を取っています。なお、当社は、本窓口への相談内容および対応結果を当社関係役員に報告しています。

(6) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

■ 体制

経営理念の共有のために、「トヨタ基本理念」や「トヨタ行動指針」を子会社に展開し、人的交流を通じた経営理念の浸透も行うことで、企業集団の健全な内部統制環境の醸成を図ります。

また、子会社の財務および経営を管理する部署と事業活動を管理する部署の役割を明確化し、子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図ります。これらの部署は、子会社との定期および随時の情報交換を通じて子会社の業務の適正性と適法性を確認します。

1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の取締役会等において審議します。

2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理に関しては、子会社に対して、取り組みを推進する体制を整備し、重大なリスクについて速やかに当社に報告することを求めるとともに、重要課題と対応については当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、サステナビリティ会議等において審議します。

3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対して、現場からの的確な情報に基づき、経営方針を迅速に決定するとともに、業務分掌を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、業務が効率的に行われるよう求めます。

4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対してコンプライアンスに関する体制の整備を求め、当社はその状況について定期的に点検を行い、その結果を当社のサステナビリティ会議等に報告する等の確認を実施します。
子会社におけるコンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、子会社が設置する内部通報窓口や、当社が外部に設置する国内子会社を対象とした通報窓口等を通じて、子会社の法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決を図ります。

■ 運用状況の概要

「トヨタ基本理念」や「トヨタ行動指針」を子会社に展開するとともに、人的交流を通じた経営理念の浸透を行うことで、子会社の経営理念や行動指針等に適切に取り入れるよう指導しています。

また、子会社管理に関する役割と実施事項を明確化し、各部署は子会社の位置づけに応じた多面的な管理を図っています。さらに、毎事業年度、各部署による子会社管理の実施状況を点検し、その結果をサステナビリティ会議で確認しています。

1 子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した規程に基づき、当社の事前承認を求め、または当社への報告を行うよう指導しています。そのうち、グループ経営上の重要な事項は当社の取締役会付議事項に則って、取締役会において審議しています。

2　財務、安全、品質、環境、災害等のリスク管理に関しては、子会社に対して、取り組みを推進する体制を整備し、重要なリスクについて、子会社との定期的なコミュニケーション等を通じて速やかに当社に報告することを求めています。重要課題と対応については、付議事項に基づき、サステナビリティ会議または取締役会において、それぞれ審議しています。

3　子会社で、効率的な業務執行のための組織が見直され、適切に業務が分掌され、権限が付与されていることを確認しており、必要に応じ改善を求めています。

4　重要なリスク分野について、子会社各社が自社のコンプライアンスに関する体制が整備されているか点検して、改善を行う活動を実施し、その結果を、当社のサステナビリティ会議に報告しています。

また、子会社における財務上のコンプライアンスについては、子会社で整備すべき規程等を子会社に展開しています。当社は、当該規程等が各子会社の日常業務に浸透するよう、定期的な自主点検の実施を子会社に対して指導するとともに、毎期策定する子会社経理監査計画に基づく直接監査および随時の特別監査を実施し、その結果を当社関係役員に報告しています。

また、子会社取締役等の職務が法令に適合することを確保するため、遵守すべき法令、その対応のポイント等を示すなど、当該取締役等に対する啓発活動に努めています。

子会社におけるコンプライアンスに関わる問題および疑問点に関しては、子会社が設置する内部通報窓口のほか、当社が外部に設置する国内子会社を対象とした通報窓口を通じて把握し、子会社や当社関係部署により事実調査を行い、必要な措置を取っています。なお、当社は、当該窓口に相談があった案件を当社関係役員に報告しています。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

■ 体制

監査役室を設置し、専任の使用人を数名置きます。当該使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならないものとし、その人事については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。

■ 運用状況の概要

監査役室を設置し、専任の使用人を数名配置しています。監査役室の組織変更および人事については、監査役会で選定された監査役の同意を得ています。

(8) 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

■ 体制

❶ 取締役は、主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。

❷ 取締役、執行役員および使用人は、監査役の求めに応じ、定期的にまたは随時に、事業に関する報告を行うほか、必要に応じ子会社の取締役等からも報告させます。また、当社または子会社が設置する内部通報窓口への重要な通報案件についても、監査役に報告します。

❸ 監査役への報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることはない旨を定めた規程を整備します。

■ **運用状況の概要**

❶ 取締役、執行役員、使用人および子会社は、適宜適切に監査役に事業の報告を行うほか、必要に応じて監査役会にて報告しており、また、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしています。
❷ 企業倫理相談窓口、当社が外部に設置する国内子会社を対象とした通報窓口および子会社が設置する内部通報窓口への相談の状況について、当社は監査役に定期的に報告しています。
❸ 内部通報に関する規程に、監査役に報告した者が、報告したことを理由として不利な取扱いを受けることはない旨を定め周知しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

■ **体制**

監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担します。

■ **運用状況の概要**

監査役の職務の執行に必要となる費用については、監査計画を踏まえ、事業年度の初めに通常の会社手続の中で予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担しています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ **体制**

主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会ならびに必要に応じた外部人材の直接任用等を確保します。

■ **運用状況の概要**

重要案件を審議・決議する役員会議体に監査役が出席できる体制を整えているとともに、監査役から要求された重要書類は監査役の閲覧に供しています。また、監査役会や随時のミーティングで、監査役と会計監査人および内部監査部署による情報交換の機会を設けています。

連結計算書類

連結貸借対照表　2019年３月31日現在

（百万円未満四捨五入）

科目	当期（百万円）	前期（ご参考）（百万円）
資産の部		
流動資産	**18,879,237**	**18,152,656**
現金及び現金同等物	3,574,704	3,052,269
定期預金	1,126,352	901,244
有価証券	1,127,160	1,768,360
受取手形及び売掛金＜貸倒引当金控除後＞	2,372,734	2,219,562
金融債権＜純額＞	6,647,771	6,348,306
未収入金	568,156	489,338
たな卸資産	2,656,396	2,539,789
前払費用及びその他	805,964	833,788
長期金融債権＜純額＞	**10,281,118**	**9,481,618**
投資及びその他の資産	**12,091,100**	**12,406,302**
有価証券及びその他の投資有価証券	7,479,926	7,999,323
関連会社に対する投資及びその他の資産	3,313,723	3,162,917
従業員に対する長期貸付金	21,683	22,562
その他	1,275,768	1,221,500
有形固定資産	**10,685,494**	**10,267,673**
土地	1,386,308	1,404,611
建物	4,802,175	4,659,753
機械装置	11,857,425	11,535,381
賃貸用車両及び器具	6,139,163	5,934,393
建設仮勘定	651,713	509,851
減価償却累計額＜控除＞	△ 14,151,290	△ 13,776,316
資産合計	**51,936,949**	**50,308,249**

科目	当期（百万円）	前期（ご参考）（百万円）
負債の部		
流動負債	**18,226,938**	**17,796,891**
短期借入債務	5,344,973	5,154,913
１年以内に返済予定の長期借入債務	4,254,260	4,186,277
支払手形及び買掛金	2,645,984	2,586,657
未払金	1,102,802	1,048,216
未払費用	3,222,446	3,104,260
未払法人税等	320,998	462,327
その他	1,335,475	1,254,241
固定負債	**13,144,801**	**12,589,282**
長期借入債務	10,550,945	10,006,374
未払退職・年金費用	963,406	931,182
繰延税金負債	1,014,851	1,118,165
その他	615,599	533,561
負債合計	**31,371,739**	**30,386,173**
純資産の部		
中間資本	**498,073**	**491,974**
資本	**20,067,137**	**19,430,102**
株主資本	**19,348,152**	**18,735,982**
資本金	397,050	397,050
資本剰余金	487,162	487,502
利益剰余金	21,987,515	19,473,464
その他の包括利益・損失(△)累計額	△ 916,650	435,699
自己株式	△ 2,606,925	△ 2,057,733
非支配持分	**718,985**	**694,120**
純資産合計	**20,565,210**	**19,922,076**
負債純資産合計	**51,936,949**	**50,308,249**

連結損益計算書　2018年４月１日から2019年３月31日まで

（百万円未満四捨五入）

科 目	当 期（百万円）	前 期（ご参考）（百万円）
売上高	**30,225,681**	**29,379,510**
商品・製品売上高	28,105,338	27,420,276
金融収益	2,120,343	1,959,234
売上原価並びに販売費及び一般管理費	**27,758,136**	**26,979,648**
売上原価	23,389,495	22,600,474
金融費用	1,392,290	1,288,679
販売費及び一般管理費	2,976,351	3,090,495
営業利益	**2,467,545**	**2,399,862**
その他の収益・費用(△)	**△ 182,080**	**220,567**
受取利息及び受取配当金	225,495	179,541
支払利息	△ 28,078	△ 27,586
為替差益＜純額＞	12,400	22,664
未実現持分証券評価損益	△ 341,054	—
その他＜純額＞	△ 50,843	45,948
税金等調整前当期純利益	**2,285,465**	**2,620,429**
法人税等	**659,944**	**504,406**
持分法投資損益	**360,066**	**470,083**
非支配持分控除前当期純利益	**1,985,587**	**2,586,106**
非支配持分帰属損益	**△ 102,714**	**△ 92,123**
当社株主に帰属する当期純利益	**1,882,873**	**2,493,983**

（注）当期および前期における当社普通株主に帰属する当期純利益は1,868,085百万円および2,481,692百万円であり、上記「当社株主に帰属する当期純利益」よりＡＡ型種類株式への配当金などそれぞれ14,788百万円および12,291百万円を控除しています。

連結株主持分計算書　当期　2018年４月１日から2019年３月31日まで

（百万円未満四捨五入）

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益・損失（△）累計額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	資本合計
	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
2018年３月31日現在残高	**397,050**	**487,502**	**19,473,464**	**435,699**	**△ 2,057,733**	**18,735,982**	**694,120**	**19,430,102**
会計方針の変更による累積的影響額			1,282,082	△ 1,309,620		△ 27,538		△ 27,538
非支配持分との資本取引及びその他		105				105	△ 2,226	△ 2,121
包括利益								
当期純利益			1,882,873			1,882,873	102,714	1,985,587
その他の包括利益・損失(△)								
外貨換算調整額				29,448		29,448	△ 2,432	27,016
未実現有価証券評価損益				△ 21,111		△ 21,111	△ 54	△ 21,165
年金債務調整額				△ 51,066		△ 51,066	△ 3,770	△ 54,836
当期包括利益						**1,840,144**	**96,458**	**1,936,602**
中間資本の増価			△ 4,850			△ 4,850		△ 4,850
当社種類株主への配当金			△ 9,938			△ 9,938		△ 9,938
当社普通株主への配当金支払額			△ 636,116			△ 636,116		△ 636,116
非支配持分への配当金支払額							△ 69,367	△ 69,367
自己株式の取得					△ 550,107	△ 550,107		△ 550,107
自己株式の処分		△ 445			915	470		470
2019年３月31日現在残高	**397,050**	**487,162**	**21,987,515**	**△ 916,650**	**△ 2,606,925**	**19,348,152**	**718,985**	**20,067,137**

前期（ご参考）　2017年４月１日から2018年３月31日まで

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益・損失（△）累計額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	資本合計
	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
2017年３月31日現在残高	**397,050**	**484,013**	**17,601,070**	**640,922**	**△ 1,608,243**	**17,514,812**	**668,264**	**18,183,076**
非支配持分との資本取引及びその他		1,817	11,400	△ 11,400		1,817	△ 3,476	△ 1,659
包括利益								
当期純利益			2,493,983			2,493,983	92,123	2,586,106
その他の包括利益・損失(△)								
外貨換算調整額				△ 118,977		△ 118,977	△ 1,629	△ 120,606
未実現有価証券評価損益				△ 96,581		△ 96,581	2,022	△ 94,559
年金債務調整額				21,735		21,735	580	22,315
当期包括利益						**2,300,160**	**93,096**	**2,393,256**
中間資本の増価			△ 4,849			△ 4,849		△ 4,849
当社種類株主への配当金			△ 7,442			△ 7,442		△ 7,442
当社普通株主への配当金支払額			△ 620,698			△ 620,698		△ 620,698
非支配持分への配当金支払額							△ 63,764	△ 63,764
自己株式の取得					△ 500,177	△ 500,177		△ 500,177
自己株式の処分		1,672			50,687	52,359		52,359
2018年３月31日現在残高	**397,050**	**487,502**	**19,473,464**	**435,699**	**△ 2,057,733**	**18,735,982**	**694,120**	**19,430,102**

連結注記表

※記載金額については、原則として百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1．連結子会社および持分法適用会社の数
当社の連結子会社（変動持分事業体を含む）は608社、持分法適用会社は63社です。

2．連結計算書類の作成基準
当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の３第１項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（米国会計基準）に基づいて作成しています。なお、会社計算規則第120条の３第３項において準用する同規則第120条第１項後段の規定に準拠して、米国会計基準により要請される記載および注記の一部を省略しています。

3．有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券は公正価値で評価しています。ただし、容易に算定できる公正価値がない持分証券は、減損後の取得原価に観察可能な価格変動を加減算して測定しています。有価証券の取得原価は、平均原価法に基づいて計算しています。

4．たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産は市場価格を超えない範囲において取得原価で評価しています。たな卸資産の取得原価は、個別法あるいは後入先出法により算定している一部の子会社の製品を除き、総平均法によって算定しています。

5．有形固定資産および無形資産の償却の方法
有形固定資産の減価償却は、主として、当社および日本の子会社においては定率法、海外子会社においては定額法で、それぞれ計算しています。耐用年数が明確な無形資産については定額法で償却しています。

6．引当金の計上基準
貸倒引当金および金融損失引当金は、主に損失発生の頻度と重要性に基づき計上しています。退職給付引当金は、年金数理計算に基づき測定された退職給付債務から年金資産の公正価値を控除した金額を計上しています。

会計方針の変更

当期より、金融商品に関する新たな指針を適用しました。持分証券は主に公正価値で評価し、公正価値の変動は純損益として認識しています。これにより、その他の包括利益累計額として認識していた未実現持分証券評価損益(税効果考慮後）1,309,725百万円を期首の利益剰余金への累積的影響額として調整しています。また、当期における未実現持分証券評価損益は419,429百万円の損失であり、主に連結損益計算書の「未実現持分証券評価損益」および「持分法投資損益」に含まれています。

追加情報

当期より、外貨建取引および外貨建金銭債権債務の為替換算における適用レートについて、従来の電信売相場または電信買相場から電信売買相場の仲値へ変更しています。これにより、当期における売上高が56,127百万円、営業利益が136,272百万円増加、その他の収益・費用(△)が103,300百万円減少し、税金等調整前当期純利益は32,972百万円増加しました。

連結貸借対照表

1．貸倒引当金　90,373百万円
　金融損失引当金　196,399百万円

2．その他の包括利益・損失(△)累計額の内訳
　外貨換算調整額　△ 649,532百万円
　未実現有価証券評価損益　△ 1,252百万円
　年金債務調整額　△ 265,866百万円

3．担保に供している資産　2,578,145百万円

4．保証債務　3,078,955百万円

5．2019年３月31日現在における
　発行済ＡＡ型種類株式の総数　47,100,000株
　なお、ＡＡ型種類株式は中間資本に計上しています。

連結株主持分計算書

2019年３月31日現在における発行済普通株式の総数
3,262,997,492株

金融商品

1．金融商品の状況に関する事項
有価証券や金融債権など通常の事業において生じる金融商品を保有しています。また、金利および為替の変動によるリスクを管理するために、デリバティブ金融商品を利用しています。

2．金融商品の時価等に関する事項

資産・負債（△）	簿　価	見積公正価値
	（百万円）	（百万円）
現金及び現金同等物	3,574,704	3,574,704
有価証券及びその他の投資有価証券	8,294,987	8,294,987
金融債権	15,450,745	15,668,542
借入債務	△ 20,131,157	△ 19,965,137
デリバティブ金融商品	△ 31,582	△ 31,582

（注）現金及び現金同等物、有価証券及びその他の投資有価証券は、主に市場価格により測定しています。
金融債権、借入債務は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引くことにより見積っています。
デリバティブ金融商品は、主に市場情報により測定しています。

１株当たり情報

（単位未満四捨五入）

1．１株当たり株主資本　6,830円92銭

2．１株当たり当社普通株主に帰属する当期純利益
　基　　本　650円55銭
　希薄化後　645円11銭

計算書類

貸借対照表　2019年３月31日現在

（百万円未満切り捨て）

科目	当期（百万円）	前期（ご参考）（百万円）
資産の部		
流動資産	**7,078,259**	**6,466,223**
現金及び預金	1,532,026	1,126,284
売掛金	1,169,395	1,089,012
有価証券	2,067,947	2,257,697
商品及び製品	187,526	186,424
仕掛品	86,559	83,896
原材料及び貯蔵品	155,428	145,284
短期貸付金	1,089,951	807,742
その他	790,425	777,181
貸倒引当金	△ 1,000	△ 7,300
固定資産	**10,638,734**	**10,743,212**
有形固定資産	**1,422,686**	**1,379,645**
建物(純額)	390,701	357,554
構築物(純額)	43,450	43,924
機械及び装置(純額)	308,483	296,593
車両運搬具(純額)	21,101	21,911
工具、器具及び備品(純額)	88,878	92,118
土地	412,736	416,569
建設仮勘定	157,334	150,973
投資その他の資産	**9,216,047**	**9,363,566**
投資有価証券	6,181,091	6,489,523
関係会社株式・出資金	2,317,559	2,354,955
長期貸付金	219,445	190,889
繰延税金資産	344,728	216,269
その他	197,823	156,328
貸倒引当金	△ 44,600	△ 44,400
資産合計	**17,716,993**	**17,209,436**

科目	当期（百万円）	前期（ご参考）（百万円）
負債の部		
流動負債	**4,311,774**	**4,381,709**
支払手形	37	42
電子記録債務	309,929	281,173
買掛金	905,859	869,102
短期借入金	20,000	20,000
１年内償還予定の社債	70,000	80,000
未払金	445,550	452,054
未払法人税等	140,322	249,842
未払費用	1,508,655	1,478,377
預り金	872,006	915,224
その他	39,413	35,891
固定負債	**954,944**	**786,779**
社債	441,980	290,000
退職給付引当金	348,540	340,706
その他	164,423	156,072
負債合計	**5,266,718**	**5,168,488**
純資産の部		
株主資本	**11,348,759**	**10,646,223**
資本金	**635,401**	**635,401**
資本剰余金	**657,217**	**657,530**
資本準備金	655,322	655,322
その他資本剰余金	1,894	2,207
利益剰余金	**12,668,370**	**11,416,352**
利益準備金	99,454	99,454
その他利益剰余金	12,568,916	11,316,898
特別償却準備金	401	676
固定資産圧縮積立金	9,356	11,097
別途積立金	6,340,926	6,340,926
繰越利益剰余金	6,218,231	4,964,198
自己株式	**△ 2,612,230**	**△ 2,063,061**
評価・換算差額等	**1,101,515**	**1,394,518**
その他有価証券評価差額金	**1,101,515**	**1,394,518**
新株予約権	**—**	**205**
純資産合計	**12,450,274**	**12,040,947**
負債及び純資産合計	**17,716,993**	**17,209,436**

損益計算書　2018年４月１日から2019年３月31日まで

（百万円未満切り捨て）

科 目	当 期（百万円）	前 期（ご参考）（百万円）
売上高	**12,634,439**	**12,201,443**
売上原価	9,991,345	9,599,363
売上総利益	**2,643,093**	**2,602,080**
販売費及び一般管理費	1,316,956	1,344,536
営業利益	**1,326,137**	**1,257,543**
営業外収益	**1,046,041**	**1,019,456**
受取利息	97,595	61,375
受取配当金	796,372	802,702
その他	152,073	155,378
営業外費用	**49,056**	**38,859**
支払利息	9,320	5,884
その他	39,735	32,974
経常利益	**2,323,121**	**2,238,140**
税引前当期純利益	**2,323,121**	**2,238,140**
法人税、住民税及び事業税	444,000	404,900
法人税等調整額	△ 17,702	△ 26,072
当期純利益	**1,896,824**	**1,859,312**

株主資本等変動計算書　当期　2018年４月１日から2019年３月31日まで

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
当期首残高	635,401	655,322	2,207	657,530	99,454	676	11,097
当期変動額							
特別償却準備金の積立						12	
特別償却準備金の取崩						△ 287	
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 1,741
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			△ 312	△ 312			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△ 312	△ 312	—	△ 274	△ 1,741
当期末残高	635,401	655,322	1,894	657,217	99,454	401	9,356

前期（ご参考）　2017年４月１日から2018年３月31日まで

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
当期首残高	635,401	655,322	—	655,322	99,454	741	11,202
当期変動額							
特別償却準備金の積立						194	
特別償却準備金の取崩						△ 259	
固定資産圧縮積立金の積立							1
固定資産圧縮積立金の取崩							△ 106
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			2,207	2,207			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	2,207	2,207	—	△ 65	△ 105
当期末残高	635,401	655,322	2,207	657,530	99,454	676	11,097

（百万円未満切り捨て）

株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
その他利益剰余金		利益剰余金合計						
別途積立金	繰越利益剰余金							
（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
6,340,926	4,964,198	11,416,352	△ 2,063,061	10,646,223	1,394,518	1,394,518	205	12,040,947
	△ 12	—		—				—
	287	—		—				—
	1,741	—		—				—
	△ 644,806	△ 644,806		△ 644,806				△ 644,806
	1,896,824	1,896,824		1,896,824				1,896,824
			△ 550,083	△ 550,083				△ 550,083
			914	601				601
					△ 293,003	△ 293,003	△ 205	△ 293,208
—	1,254,033	1,252,017	△ 549,168	702,535	△ 293,003	△ 293,003	△ 205	409,327
6,340,926	6,218,231	12,668,370	△ 2,612,230	11,348,759	1,101,515	1,101,515	—	12,450,274

株主資本					評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
その他利益剰余金		利益剰余金合計						
別途積立金	繰越利益剰余金							
（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	（百万円）
6,340,926	3,731,606	10,183,931	△ 1,613,590	9,861,065	1,503,811	1,503,811	906	11,365,784
	△ 194	—		—				—
	259	—		—				—
	△ 1	—		—				—
	106	—		—				—
	△ 626,891	△ 626,891		△ 626,891				△ 626,891
	1,859,312	1,859,312		1,859,312				1,859,312
			△ 500,157	△ 500,157				△ 500,157
			50,686	52,894				52,894
					△ 109,293	△ 109,293	△ 701	△ 109,994
—	1,232,591	1,232,421	△ 449,470	785,158	△ 109,293	△ 109,293	△ 701	675,163
6,340,926	4,964,198	11,416,352	△ 2,063,061	10,646,223	1,394,518	1,394,518	205	12,040,947

個別注記表

※記載金額については、原則として百万円未満を切り捨てて表示しています。

重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

評価方法

一部を除き総平均法

2．有形固定資産の減価償却の方法

定率法

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、過去の貸倒実績に基づく繰入率のほか、債権の回収の難易などを検討して計上しています。

（2）退職給付引当金

従業員（既に退職した者を含む）の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しています。

4．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

税抜方式

（2）連結納税制度を適用しています。

表示方法の変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号　2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 2018年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において、「流動資産」の「繰延税金資産」529,136百万円および「固定負債」の「繰延税金負債」312,866百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」216,269百万円に含めて表示しております。

追加情報

2018年４月１日より、外貨建取引および外貨建金銭債権債務の為替換算における適用レートについて、従来の電信売相場または電信買相場から電信売買相場の仲値へ変更しています。これにより、当事業年度における売上高が121,046百万円、営業利益が136,272百万円増加、営業外収益が99,817百万円減少、営業外費用が220百万円増加し、税引前当期純利益は36,235百万円増加しました。

貸借対照表

1．有形固定資産の減価償却累計額　3,801,083百万円

2．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	2,421,528百万円
長期金銭債権	238,728百万円
短期金銭債務	1,959,360百万円
長期金銭債務	151,880百万円

3．退職給付信託は企業年金制度に係る退職給付に充当するものとして設定しており、退職一時金制度に係る引当金を相殺表示している部分はありません。

損益計算書

関係会社との取引高

売上高	8,247,639百万円
仕入高	5,697,892百万円
営業取引以外の取引高	882,957百万円

株主資本等変動計算書

1．当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　430,558,325株

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月9日取締役会	普通株式	349,190	120.0	2018年3月31日	2018年5月25日
2018年5月9日取締役会	第1回AA型種類株式	3,720	79.0	2018年3月31日	2018年5月25日
2018年11月6日取締役会	普通株式	286,926	100.0	2018年9月30日	2018年11月27日
2018年11月6日取締役会	第1回AA型種類株式	4,969	105.5	2018年9月30日	2018年11月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月8日取締役会	普通株式	339,892	120.0	2019年3月31日	2019年5月24日
2019年5月8日取締役会	第1回AA型種類株式	4,969	105.5	2019年3月31日	2019年5月24日

税効果会計

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払費用、有価証券の評価損、退職給付引当金等であり、評価性引当額を控除しています。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金です。

関連当事者との取引

種 類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	米国トヨタ自動車販売㈱	所有 間接 100.00%	当社製品の販売	主に自動車の販売 (注1)	2,288,784 (注2)	売掛金	218,667 (注2)
				資金貸付 (注3)	242,863 (注3)	貸付金	458,381
子会社	トヨタ モーター ヨーロッパ㈱	所有 直接 100.00%	当社製品の販売 役員の兼任	資金貸付 (注3)	119,398 (注3)	貸付金	248,208
子会社	トヨタ車体㈱	所有 直接 100.00%	トヨタ車体㈱社製品の購入	自動車部品等の有償支給 (注1)	1,081,494 (注2)	未収入金	110,034 (注2)
				自動車車体等の購入 (注1)	1,680,181 (注2)	買掛金	71,216 (注2)
子会社	ダイハツ工業㈱	所有 直接 100.00%	ダイハツ工業㈱社製品の購入	資金の預り (注3)	316,795 (注3)	預り金	315,662
子会社	トヨタファイナンシャルサービス㈱	所有 直接 100.00%	トヨタファイナンシャルサービス㈱社 資金の預り 役員の兼任	資金の預り (注3)	312,181 (注3)	預り金	228,480

(注1) 価格その他の取引条件は、交渉の上で決定しています。
(注2) 取引金額および売掛金には消費税等が含まれていません。買掛金および未収入金には消費税等が含まれています。
(注3) 資金貸付および資金の預りについては、市場金利に基づき利率を決定しています。なお、取引金額については、期中平均残高を記載しています。

1株当たり情報

(単位未満四捨五入)

1. 1株当たり純資産額 4,225円55銭
2. 1株当たり当期純利益 657円10銭

(注) 上記の1株当たり情報は普通株式に係る情報です。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月２日

トヨタ自動車株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中　嶋　康　博	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	手　塚　謙　二	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山　口　健　志	㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中　谷　聡　子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、トヨタ自動車株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の３第３項において準用する同規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の３第３項において準用する同規則第120条第１項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、トヨタ自動車株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2019年５月２日

トヨタ自動車株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中　嶋　康　博　㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	手　塚　謙　二　㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	山　口　健　志　㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	中　谷　聡　子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トヨタ自動車株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、トヨタ自動車株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（1）監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針および監査実施計画を定め、各監査役からその監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。

（2）監査役の監査の方法およびその内容

① 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針および監査実施計画に従い、取締役等および他の監査役と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受けました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等および監査役と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書および連結注記表）については、各監査役は、取締役等から報告を受けるとともに、会計監査人からその監査の実施状況および結果について報告を受けました。また、会計監査人から、その「職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受けました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査の結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システム（会社法第362条第４項第６号ならびに会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制）に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査の結果

会計監査人　ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査の結果

会計監査人　ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年５月７日

トヨタ自動車株式会社　監査役会

常勤監査役	安田政秀	監査役（社外監査役）	和気洋子
常勤監査役	加藤雅大	監査役（社外監査役）	小津博司
常勤監査役	香川佳之	監査役（社外監査役）	平野信行

以　上

事 業 報 告

（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

①事業の状況

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の着実な改善を背景とした個人消費の堅調な推移により緩やかな回復基調が続きました。

住宅市場は、政府による住宅取得支援策や住宅ローン低金利が続き、新設住宅着工戸数は前期比 0.7%増の 95 万 2,936 戸とほぼ横ばいであったものの、うち戸建住宅は堅調な個人消費により前期比 3.0%増の 43 万 2,615 戸と持ち直しました。

こうした中、当社グループは、ブランドビジョン「Sincerely for You～人生をごいっしょに。～」のもと、「建てるときの安心」、「建てたあとも安心」、「支える安心」の三つの安心を軸に、戸建の拡販と事業多角化に取り組んでまいりました。

（戸建事業）

商品面では、新商品「シンセ・アイラシク」を発売し、新技術「ワイズジョイントＳ」の採用により敷地対応力が向上し、お客様のプランのニーズに応えました。また、三階建て商品「シンセ・ヴィトロワ」を 3 年ぶりに外観デザインを刷新し、機能性とデザイン性に優れた「インナーバルコニー」の採用などで都市型住宅に対応しました。「エスパシオＬＳ 理想の邸宅」が「種類の異なるバルコニーを積極的に活用することで、プライバシーや防犯性に配慮しながらも外部に開かれた空間を実現している」との評価をいただき、「エスパシオ」シリーズで 3 年連続グッドデザイン賞を受賞しました。トヨタウッドユーホーム株式会社のツーバイフォーパネルを使用した木質住宅「ＭＯＫＵＡ（モクア）」は、首都圏、東海、近畿圏で展開し、分譲を開始しました。

ホーム･エネルギー･マネジメント･システム（ＨｅＭＳ）を活用した新技術として、「Ａｍａｚｏｎ Ａｌｅｘａ（アレクサ）」との連携により音声で住宅設備を操作するサービスを提供し、ＩｏＴ、ＡＩに取り組みました。

分譲事業では、千葉県白井市で全 240 区画の分譲地「星と時のヴィレッジ」が「遊歩道型の公園の設置により歩車分離し、安全性を高めた」との評価をいただき、2018 年度グッドデザイン賞を受賞しました。愛知県豊田市で全 122 区画の分譲地「アスム テラス 豊田平戸橋」は、首都圏で培ってきた街並みづくりの手法（2015 年度グッドデザイン賞受賞）を採り入れて開発し、販売が順調に進みました。また、岡山市南区で全 23 区画の分譲地「芳泉ウィンザーコート」が「統一感のある街並みを形成している」との評価をいただき、岡山県景観まちづくり賞を受賞しました。

販売面では、「家族の絆」をテーマにしたテレビコマーシャルの続編や各種キャンペーンなどを通じ「60 年長期保証」を徹底訴求しました。建物構造体の長期保証制度に

加えて、建物付帯設備の長期保証制度(「設備 10 年保証」)は、充実した保証内容がお客様に支持されました。商談プロセスを体系化した営業手法「ＴＳＳ (TOYOTAHOME Sincerely for You Sales)」及びその定着を目的とするマネジメント手法「ＴＳＳ－Ｍ」の販売店への浸透に注力するとともに、お客様の早期ファン化を狙いとした貸し出しタブレット端末を販売店に導入し、営業効率向上に取り組みました。また、災害時にも安心して住み続けられる住まいの訴求のため、車に蓄えた電気を家で使える「Ｖ２Ｈ」や飲料水を確保する貯水タンクなどを備えた商品コンセプト「災害にいちばん強い家を。」を導入しました。

（その他事業）

リフォーム事業は、低金利リフォームローンキャンペーンを展開し、定期点検を契機とするオーナーリフォームに注力するとともに、高断熱化リフォーム商品の販売を開始しました。

マンション事業は、ミサワホーム株式会社との共同プロジェクトである東京都北区の「アネシア東京尾久」(全 78 戸) 及び中央区の「アネシア築地ステーションレジデンス」(全 100 戸) を完売したほか、川崎市多摩区の「アネシア生田 月見台」(全 57 戸)、東京都荒川区の「アネシア東京尾久Ⅱ」(全 51 戸)、名古屋市千種区の「アネシア本山 THE GRAND RESIDENCE」(全 39 戸) を発売しました。

資産活用事業は、集合住宅のネット・ゼロ・エネルギー化に対応し、賃貸住宅も快適な住み心地や光熱費の抑制を実現しました。

特建事業は、大手コンビニエンスストアのニーズで大型化が進み、対応した構造躯体を開発しました。また、この躯体は金融機関の店舗に活用しました。

海外事業(インドネシア)は、西ジャワ州ブカシ県の分譲地で販売が堅調に進むとともに、第 2 弾プロジェクトとして西ジャワ州カラワン県で現地の大手不動産会社と共同分譲の準備を進めてまいりました。2019 年末に約 550 戸、64,500 ㎡の分譲事業を開始します。

また、約 4 年に亘るＴＱＭ活動が評価され、お客様の「理想の暮らし」を実現するためには「三つの安心」を提供することを経営目標に掲げ、顧客価値の実現に向け、方針管理や人材育成などに取り組んだ結果、住宅専業メーカーで初めてデミング賞を受賞いたしました。

以上の結果、当期の業績は、連結総販売戸数は 15,133 戸 (前期比 6.7%減)、うち連結戸建販売戸数は 10,824 戸 (前期比 6.4%減)、連結売上高は 5,641 億 4 千 5 百万円 (前期比 2.0%増)、連結営業利益は 105 億 8 千 7 百万円 (前期比 0.8%増)、連結経常利益は 98 億 3 千 2 百万円 (前期比 2.4%減)、親会社株主に帰属する連結当期純利益は 40 億 2 百万円 (前期比 14.9%減) となりました。

②設備投資及び資金調達の状況

当期における連結設備投資の総額は、150 億 4 千 8 百万円であり、その主なものは、賃貸用不動産の取得、各種システムの導入、生産設備の改修、住宅展示棟等の販売拠点関係の投資であります。

当期における主な資金調達は、トヨタ自動車株式会社及び金融機関からの借入金であり、当期末連結借入残高は 1,692 億 5 千 8 百万円となりました。

③対処すべき課題

我が国経済は引き続き雇用・所得の改善が続く中で、緩やかに回復していくものの、10 月に実施予定の消費増税は個人消費に一定の影響を及ぼすものと予想されます。住宅業界においても、消費増税の影響は各種政策により緩和される見通しであるものの楽観視できず、市場は不透明な状況にあります。

こうした中、当社は、2019 年 5 月 9 日開催の取締役会において、2020 年 1 月 7 日を効力発生日として、トヨタ自動車株式会社とパナソニック株式会社の対等出資による合弁会社の下で、ミサワホーム株式会社、パナソニックホームズ株式会社、パナソニック建設エンジニアリング株式会社及び株式会社松村組と経営統合することを決議しました。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	2015年度 (第13期)	2016年度 (第14期)	2017年度 (第15期)	2018年度 (当期)
売上高	167,151 百万円	177,554 百万円	552,907 百万円	564,145 百万円
営業利益	3,339 百万円	4,898 百万円	10,493 百万円	10,587 百万円
経常利益	3,944 百万円	6,106 百万円	10,079 百万円	9,832 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	4,969 百万円	1,077 百万円	4,707 百万円	4,002 百万円
1株当たり当期純利益	14,734 円 63 銭	3,084 円 82 銭	12,257 円 20 銭	10,421 円 76 銭
総資産	156,956 百万円	391,413 百万円	409,353 百万円	452,132 百万円
純資産	77,036 百万円	111,507 百万円	118,742 百万円	126,293 百万円

(注)　当社は2017年1月5日付でミサワホーム株式会社を子会社としました。連結計算書類上の同社の扱いは以下のとおりであります。

2015年度(第13期)　持分法適用関連会社
2016年度(第14期)　連結子会社
(但し、損益計算書は持分法投資損益を計上)
2017年度(第15期)以降　連結子会社

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2019 年 3 月 31 日 現在）

①親会社の状況

当社の親会社はトヨタ自動車株式会社であり、当社株式を 342,799 株（持株比率 89.2%）保有しております。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
トヨタホームとうほく株式会社	宮城県	200 百万円	98.3%	トヨタホームの販売、施工、ＡＳ
トヨタホーム北関東株式会社	栃木県	490 百万円	100.0%	トヨタホームの販売、施工、ＡＳ
トヨタホームちば株式会社	千葉県	250 百万円	100.0%	トヨタホームの販売、施工、ＡＳ
トヨタホーム東京株式会社	東京都	490 百万円	99.9%	トヨタホームの販売、施工、ＡＳ
富士湘南トヨタホーム株式会社	静岡県	100 百万円	80.0%	トヨタホームの販売、施工、ＡＳ
トヨタホーム近畿株式会社	大阪府	450 百万円	99.8%	トヨタホームの販売、施工、ＡＳ
トヨタホーム九州株式会社	福岡県	150 百万円	97.7%	トヨタホームの販売、施工、ＡＳ
トヨタウッドユーホーム株式会社	栃木県	6,350 百万円	100.0%	ツーバイフォー住宅の開発、製造、販売、施工、ＡＳ
トヨタすまいるライフ株式会社	愛知県	1,000 百万円	51.0%	トヨタホーム・集合住宅の販売、寮・社宅の管理、人材派遣業等
リビング・サポート株式会社	愛知県	50 百万円	100.0%	住宅ローンの保証業務等
トヨタホームリフォーム株式会社	愛知県	50 百万円	※100.0%	リフォーム
トヨタホームインドネシア株式会社	インドネシア	2,350 億ｲﾝﾄﾞﾈｼｱ・ﾙﾋﾟｱ	99.9%	住宅の販売、施工、ＡＳ
ミサワホーム株式会社	東京都	11,892 百万円	51.0%	ミサワホームの製造、販売、施工
ウィズガーデン株式会社	東京都	100 百万円	※100.0%	外構・造園工事の設計・施工・管理

（注） 1． ※印は間接所有を含む比率であります。
2． トヨタホームつくし株式会社は、吸収分割の方法により 2018 年 4 月 1 日付で当社の熊本カンパニーを承継し、当社の持株比率は 97.7%に上昇しております。なお、同日付でトヨタホームつくし株式会社は「トヨタホーム九州株式会社」に商号変更しました。
3． 2019 年 1 月 22 日付でトヨタホームインドネシア株式会社は増資（資本金増加額 2,000 億ｲﾝﾄﾞﾈｼｱﾙﾋﾟｱ）しました。
4． 2019 年 3 月 28 日付でウィズガーデン株式会社は減資（資本金減少額 71 百万円）しました。

③親会社との間の取引に関する事項

当社は親会社から資金の借入を行っていますが、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(4) 主要な事業内容（2019 年 3 月 31 日 現在）

①建築用部材及び住宅関連機器の設計・製造・販売・修理

②土地開発・都市開発・地域開発に関する企画・設計・監理・施工・請負

③不動産の売買・賃貸借・仲介・管理

④建築工事、土木工事の設計・施工・請負・監理　ほか

(5) 主要な営業所（2019 年 3 月 31 日 現在）

本　　社	愛知県
東 京 支 社	東京都
大 阪 事 務 所	大阪府
春日井事業所	愛知県
山 梨 事 業 所	山梨県
栃 木 事 業 所	栃木県
中国カンパニー	広島県

（注）　1．　子会社は(3)②重要な子会社の状況に記載しております。

2．　熊本カンパニーは、吸収分割の方法により 2018 年 4 月 1 日付でトヨタホームつくし株式会社が承継したため同日付で廃止し、トヨタホームつくし株式会社は「トヨタホーム九州株式会社」に商号変更しました。

(6) 使用人の状況（2019 年 3 月 31 日 現在）

①当社グループの使用人の状況

従業員数	前期末比増減
12,253 名	112 名増

②当社の使用人の状況

従業員数	前期末比増減
784 名	9 名減

（注）従業員数は、当社から他社への出向者(63 名)及び臨時従業員(118 名)を除き、他社からの受入出向者(260 名)を含めて記載しております。

(7) 主要な借入先及び借入額（2019 年 3 月 31 日 現在）

借　入　先	借 入 金 残 高
トヨタ自動車株式会社	62,998 百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	33,429 百万円
株式会社三井住友銀行	22,374 百万円

2. 会社の株式に関する事項（2019 年 3 月 31 日 現在）

(1) 発行可能株式総数　1,300,000 株

(2) 発行済株式の総数　384,089 株

(3) 議決権株式の総数　384,089 株

(4) 株主数　12 名

(5) 上位 10 名の株主

株　主　名	持株数	持株比率
トヨタ自動車株式会社	342,799 株	89.2%
株式会社豊田自動織機	7,440 株	1.9%
アイシン精機株式会社	7,440 株	1.9%
株式会社デンソー	7,440 株	1.9%
株式会社ジェイテクト	3,720 株	1.0%
豊田通商株式会社	3,720 株	1.0%
トヨタ紡織株式会社	3,720 株	1.0%
豊田合成株式会社	3,720 株	1.0%
トヨタ車体株式会社	1,860 株	0.5%
トヨタ自動車東日本株式会社	1,860 株	0.5%

3. 会社役員に関する事項（2019 年 3 月 31 日 現在）

(1) 取締役及び監査役の状況

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山　科　　忠	取締役社長（代表取締役）	ﾐｻﾜﾎｰﾑ株式会社 取締役
平　田　俊　次	専務取締役（技術開発ｾﾝﾀｰ長、設計推進部）	株式会社ﾐｻﾜﾎｰﾑ総合研究所 代表取締役所長
後　藤　裕　司	常務取締役（営業ｾﾝﾀｰ長、営業統括部）	ﾐｻﾜﾎｰﾑ株式会社 取締役
植　村　健　吾	常務取締役（不動産開発部、不動産ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業室長、ｽﾄｯｸ事業推進室、法人営業部）	
国　島　憲　雄	取締役（生産管理部長、TQM 推進室、製造部）	
島 川 誠 一 郎	取締役（渉外室長、都市開発事業部、東京支社長）	
日 比 野 好 伸	取締役（ＣＳ･品質保証部長、建設部、調達部）	
寺　本　直　樹	取締役（管理部長、経営企画部）	ﾐｻﾜﾎｰﾑ株式会社 取締役
内 山 田 竹 志	取締役	ﾄﾖﾀ自動車株式会社 取締役会長
深　津　浩　彦	監査役	ﾐｻﾜﾎｰﾑ株式会社 監査役
三　輪　一　誠	監査役	ﾄﾖﾀ自動車株式会社 収益関連事業部 関連事業室長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役	8 名	146 百万円
監査役	1 名	19 百万円
計	9 名	166 百万円

（注）1．人員は、当事業年度に現に支給された人数を記載しております。従って、無報酬の役員は含めておりません。

2．報酬等の額には、下記の金額を含めております。

①当事業年度に係る定時株主総会において決議予定の役員賞与
（取締役 26 百万円、監査役 4 百万円）

②当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額
（取締役 35 百万円、監査役 3 百万円）

3．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬等（57 百万円）は含めておりません。

4. 会計監査人の状況（2019 年 3 月 31 日 現在）

(1) 名称　　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第 2 条第 1 項の業務に係る報酬等の額
29 百万円

②当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
47 百万円

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制

コンプライアンスに関する体制を整備する為に、従業員の行動指針や諸規程の整備・遵守を徹底し、必要な教育を実施する。また、取締役会規則・付議基準を整備し、遵守する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書その他の情報について社内規程を整備し、当該規程に従って適切に保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程･体制

リスク管理を徹底する為に、必要な諸規程、教育・訓練制度、通報制度、防災計画等の検討・整備及び危険物等の管理責任者の任命を行い、必要に応じて所要の損害保険を付保する等によりリスクを極小化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

業務分掌・組織表に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、必要に応じて当該業務分掌・組織を見直す。また、経営計画・利益計画の進捗状況を管理し、必要に応じて所要の対策を立案・実行する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保する為の体制

＜親会社との関係＞

①経営上の重要事項に関して、親会社との間で合意した規程に基づき、親会社の事前承認を得又は親会社への報告を行う。

②親会社の常勤監査役から質問等を受けた場合は、直ちに調査し、回答する。

＜子会社との関係＞

基本理念や行動指針を子会社と共有し、人的交流を通じた経営理念の浸透も行うことで、企業集団の健全な内部統制環境の醸成を図る。また、必要に応じて適任の取締役・従業員を子会社の取締役に就任させる等の手段により又は定期的及び随時の情報交換を通じて、子会社の業務の適正性及び適法性を確保する。

①子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の経営上の重要事項に関して、子会社との間で合意した規程に基づき、当社への事前承認申請又は報告を求める。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対して、リスク管理の徹底を求め、重大なリスクについては直ちに当社への報告を求める。

③子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する為の体制

子会社に対して、業務分掌・組織表に基づき各取締役の職務の執行が効率的に行われる体制の整備を求める。

④子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制

子会社に対して、コンプライアンスに関する体制の整備を求めるとともに、当社はその状況について定期的に点検を行い、必要に応じて改善を求める。

(6) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

①取締役は、主な業務執行について、直接又は担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。また当社又は子会社が設置する内部通報窓口への重要な通報案件についても、監査役に報告する。

②取締役・従業員は、監査役の求めに応じ、事業に関する報告をするほか、必要に応じて子会社の取締役からも報告させる。

③監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

④主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人と定期的及び随時の情報交換をする機会を確保する。

⑤監査役の職務の執行に必要となる費用を適正に予算措置する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 当社に関する運用状況

①取締役が遵守すべき法令についての解説書や役員倫理規程を各取締役に配付・周知しているほか、新任取締役には法令に関する研修を実施している。業務執行にあたっては、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき、取締役会に適切に付議している。従業員に対しては、行動指針やコンプライアンスに関する基礎的知識を、各層別教育等を通じ周知している。

②法令等に基づき取締役会議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る文書を適切に保管している。

③機密管理規程に基づき機密情報の取り扱いを徹底し、パスワード管理やウィルス対策などセキュリティ対策を行っている。また災害等に備え、生産設備等の復旧に向けた初動対応マニュアル（Business Continuity Plan）を策定している。

④各取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、随時業務分掌・組織を見直している。

(2) 企業集団に関する運用状況

①当社の経営上の重要な事項に関して、親会社との間で合意した規程に基づき、親会社へ事前の承認申請を行い、又は親会社への報告を行っている。

②子会社の経営上の重要な事項に関して、当社との間で合意した規程に基づき、当社への事前承認申請を求め、又は当社への報告を行うよう指導している。また定期的にコンプライアンスに関する自主点検を子会社に実施させているほか、監査計画に基づき子会社に対する経理監査を実施している。さらに、機能別の会議を定期的に開催し、コンプライアンスやリスク管理等に関する情報共有や注意喚起を行っている。

貸 借 対 照 表

（2019年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	67,937	流動負債	25,920
現金及び預金	524	買掛金	4,252
預け金	1,400	短期借入金	14,409
売掛金	21,882	未払金	3,218
商品及び製品	12,158	未払費用	1,268
仕掛品	22,491	未払法人税等	480
原材料及び貯蔵品	407	前受金	261
前渡金	2,387	預り金	937
短期貸付金	5,296	製品保証引当金	832
その他	1,389	役員賞与引当金	31
固定資産	58,191	その他	228
有形固定資産	25,199	固定負債	34,984
建物	10,495	長期借入金	32,972
構築物	766	長期預り金	1,284
機械装置	2,148	退職給付引当金	429
車両運搬具	22	役員退職慰労引当金	166
工具器具備品	449	資産除去債務	126
土地	11,284	その他	4
建設仮勘定	32	負債合計	60,904
無形固定資産	1,836	（純資産の部）	
ソフトウェア	1,441	株主資本	65,213
無形固定資産仮勘定	387	資本金	12,902
その他	7	資本剰余金	40,128
投資その他の資産	31,155	資本準備金	12,902
投資有価証券	415	その他資本剰余金	27,226
関係会社株式	24,760	利益剰余金	12,181
長期貸付金	3,838	その他利益剰余金	12,181
長期前払費用	627	別途積立金	5,200
繰延税金資産	1,190	繰越利益剰余金	6,981
その他	323	評価・換算差額等	11
		その他有価証券評価差額金	11
		純資産合計	65,224
資産合計	126,129	負債・純資産合計	126,129

損　益　計　算　書

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売　上　高		82,702
売　上　原　価		67,253
売　上　総　利　益		15,449
販売費及び一般管理費		14,331
営　業　利　益		1,117
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	181	
受 取 配 当 金	1,043	
そ　の　他	93	1,318
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	100	
そ　の　他	117	218
経　常　利　益		2,218
特　別　利　益		
関係会社貸倒引当金戻入	400	400
特　別　損　失		
関係会社株式評価損	310	310
税引前当期純利益		2,307
法人税、住民税及び事業税	503	
法人税等調整額	△ 141	361
当 期 純 利 益		1,946

株主資本等変動計算書

（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
2018年4月1日残高	12,902	12,902	27,226	40,128	5,200	5,720	10,920	63,952	11	63,963
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△ 684	△ 684	△ 684		△ 684
当期純利益						1,946	1,946	1,946		1,946
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									0	0
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,261	1,261	1,261	0	1,260
2019年3月31日残高	12,902	12,902	27,226	40,128	5,200	6,981	12,181	65,213	11	65,224

個　別　注　記　表

※記載金額については、原則として百万円未満を切り捨てて表示しております。

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

（１）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……　償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…　移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……　期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……　移動平均法による原価法

（２）たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品･製品･仕掛品……　個別法による原価法

原材料・貯蔵品……　総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（３）固定資産の減価償却方法

有形固定資産……　定率法

但し、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

無形固定資産……　定額法

（４）引当金の計上基準

貸倒引当金……　売上債権等の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……　役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度末における見込額を計上しております。

退職給付引当金……　従業員の退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……　役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく当事業年度末における期末要支給額を計上しております。

製品保証引当金……　保証期間内の製品を無償で修理･交換する費用の支払いに備えるため、過去の実績及び個別見積額を基礎にした発生見込額を計上しております。

（５）消費税等の会計処理……　税抜方式

［表示方法の変更］

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）を当事業年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

［貸借対照表に関する注記］

１．有形固定資産の減価償却累計額　38,480 百万円

２．保証債務

被保証者	保証債務	被保証債務の内容
顧客14名	327百万円	住宅ローンつなぎ融資

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	17,410 百万円
長期金銭債権	3,845 百万円
短期金銭債務	15,628 百万円
長期金銭債務	32,973 百万円

４．住宅瑕疵担保履行法(2009年10月1日施行)に伴う、保証金の供託として国債等196百万円を「投資その他の資産　その他」に計上しております。

５．短期借入金

短期借入金には、一年以内返済長期借入金9,790百万円を含んでおります。

［損益計算書に関する注記］

１．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	27,444 百万円
販売費及び一般管理費	3,107 百万円
営業取引以外の取引高	1,287 百万円

２．販売用土地の簿価切下げに伴う帳簿価額との差額をたな卸資産の評価損として、売上原価に44百万円計上しております。

［税効果会計に関する注記］

繰延税金資産の発生の主な原因は、販売用たな卸資産評価損、未払賞与、及び製品保証引当金であり、評価性引当額を控除しております。

［関連当事者との取引に関する注記］

１．親会社　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	トヨタ自動車㈱	被所有 直接89.2%	役員の兼任 資金の借入	資金の借入	98,565	借入金	47,382
				利息の支払	99	－	－
				資金の預入	29,031	預け金	1,400
				利息の受取	0	－	－

◇取引条件及び取引条件の決定方針等

・資金の借入及び預入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．子会社　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	トヨタホーム北関東㈱	所有 直接100%	住宅部材の販売 役員の兼任 資金の貸付	部材の販売	1,750	売掛金	551
				資金の貸付	4,882	貸付金	492
				利息の受取	0	－	－
子会社	トヨタホームちば㈱	所有 直接100%	住宅部材の販売 資金の貸付	部材の販売	3,008	売掛金	1,236
				資金の貸付	9,493	貸付金	827
				利息の受取	3	－	－
子会社	トヨタホーム東京㈱	所有 直接99.9%	住宅部材の販売 役員の兼任 資金の貸付	部材の販売	8,604	売掛金	3,604
				資金の貸付	22,114	貸付金	2,243
				利息の受取	12	－	－
子会社	富士湘南トヨタホーム㈱	所有 直接80.0%	住宅部材の販売 資金の貸付	部材の販売	1,026	売掛金	450
				資金の貸付	6,790	貸付金	1,046
				利息の受取	4	－	－
子会社	トヨタホーム近畿㈱	所有 直接99.8%	住宅部材の販売 役員の兼任 資金の貸付	部材の販売	2,931	売掛金	1,047
				資金の貸付	10,721	貸付金	3,149
				利息の受取	8	－	－
子会社	トヨタホーム九州㈱	所有 直接97.7%	住宅部材の販売 役員の兼任 資金の貸付	部材の販売	2,018	売掛金	725
				資金の貸付	2,252	貸付金	213
				利息の受取	1	－	－
子会社	トヨタすまいるライフ㈱	所有 直接51.0%	住宅部材の販売 役員の兼任	部材の販売	5,399	売掛金	2,135
子会社	トヨタホームインドネシア㈱	所有 直接99.9%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	5,946	貸付金	－
				利息の受取	48	－	－
				増資の引受	1,592	－	－

◇取引条件及び取引条件の決定方針等

・住宅部材の販売価格は、全販売店同一の積算システムを使用しております。

・取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

・融資については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

３．関連会社　（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	トヨタT&S建設㈱	所有 直接20.0%	工事の発注 役員の兼任	工事の発注	1,282	建設仮勘定	13

◇取引条件及び取引条件の決定方針等

・発注金額は、他の取引先と同一条件にて設定しております。

４．役員　（単位：百万円）

種類	会社等の名称または氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	山科　忠	なし	当社取締役 社長	マンション 1戸を販売	118	－	－

◇取引条件及び取引条件の決定方針等

・販売価格は、一般の顧客と同一条件にて設定しております。

・取引金額には消費税等を含めておりません。

［1株当たり情報に関する注記］

１．１株当たり純資産額　　169,815円　88銭

２．１株当たり当期純利益　　5,066円　59銭

［重要な後発事象に関する注記］

パナソニックホームズ株式会社等との経営統合について

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において、2020年1月7日を効力発生日として、トヨタ自動車株式会社（以下、トヨタ自動車）とパナソニック株式会社の対等出資による合弁会社の下で、ミサワホーム株式会社（以下、ミサワホーム）、パナソニックホームズ株式会社（以下、パナソニックホームズ）、パナソニック建設エンジニアリング株式会社（以下、パナソニック建設エンジニアリング）及び株式会社松村組（以下、松村組）と経営統合することを決議しました。

併せて当該統合のために、①自己株式取得等によりトヨタ自動車を完全親会社とすること、②トヨタ自動車株式を対価とする株式交換（交換比率１：0.155）によりミサワホームを完全子会社とすること、③パナソニックホームズ、パナソニック建設エンジニアリング及び松村組との共同株式移転により持株会社を設立すること、並びに④ミサワホーム株式の全てを現物配当することによりミサワホームを兄弟会社とすることを、それぞれ決議しました。

［その他の注記］

関係会社株式のうち下記の2社について、純資産が著しく減少したため、株式の実質価額を算定し、帳簿価額との差額を評価損として特別損失に計上しております。

（単位：百万円）

会　社　名	評価前帳簿価額	評価後帳簿価額	評　価　損
富士湘南トヨタホーム㈱	108	1	106
トヨタホーム近畿㈱	214	10	203
合　計	322	12	310

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年５月21日

トヨタホーム株式会社
取 締 役 会 御 中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　西村　智洋　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、トヨタホーム株式会社の2018年４月１日から2019年３月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年５月９日開催の取締役会において、2020年１月７日を効力発生日として、トヨタ自動車株式会社（以下、トヨタ自動車）とパナソニック株式会社の対等出資による合弁会社の下で、ミサワホーム株式会社（以下、ミサワホーム）、パナソニックホームズ株式会社（以下、パナソニックホームズ）、パナソニック建設エンジニアリング株式会社（以下、パナソニック建設エンジニアリング）及び株式会社松村組（以下、松村組）と経営統合することを決議した。
併せて当該統合のために、①自己株式取得等によりトヨタ自動車を完全親会社とすること、②トヨタ自動車株式を対価とする株式交換（交換比率１:0.155）によりミサワホームを完全子会社とすること、③パナソニックホームズ、パナソニック建設エンジニアリング及び松村組との共同株式移転により持株会社を設立すること、並びに④ミサワホーム株式の全てを現物配当することによりミサワホームを兄弟会社とすることを、それぞれ決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

私たち監査役は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監査役は、全監査役が協議のうえ定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとし会社法施行規則第100条に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月24日

トヨタホーム株式会社

監査役　　深　津　浩　彦　㊞

監査役　　三　輪　一　誠　㊞

以　上